



* 0 0 0 7 2 3 1 0 0 0 *

2

0007231-000

256. 1-133

教育職員新恩給法解説

福田信夫・著

明治図書

昭11

ABH

この著作物は、著作権者不明のため、著作権法
第67条の規定に基づき、平成12年3月23日
付けで文化庁長官の裁定を受け使用するものです。

668

福田信夫著

教育職員
新恩給法解説

東京明治圖書株式會社



256-133
11

序

大正十二年恩給法制定以來、各方面に於て、恩給に關する事項はむづかしいものだといふ聲をよく耳にして居た。次で昭和八年改正法の實施に仍て、其の内容が著しく複雑になつたので、之が適用上益々煩はしくなつて來たことは事實である。殊に教育職員に關する恩給法に至つては、其の直接の事務に當つてゐる私としても、一入如上の感を深くしてゐたものである。

其の間、先輩諸氏に依り、恩給法に關する二三の著書も公刊されて、私共も實務上よき指針を得たのであるが、私としては、今少しく、平易で且つ懇切な註釋書の出現を念願して止まなかつたものである。換言すれば、理論を主とした専門的研究書ではなくて、常識的・實踐的著書の出版されんことを望んでゐたのである。

たまく、明治圖書株式會社長藤原惣太郎氏より、先輩文部省秘書課前勤務佐藤房藏氏を通じて、教育職員に關する恩給法の註釋書をもものしてはどうか。」と、慫慂されたが、

自ら其の材にあらざるを思つて、躊躇してゐたのである。所が再三再四、熱心に奨められたので断り切れず、淺學非才をも顧みずして、遂に意を決して引受けることとしたのである。

本書は前述の如き、私平素の所懐に基いて執筆したものであるから、決して學問的専門的な研究ではない。教育職員諸彦の爲に、實際的活用の利便を主とした、平易な解説書たらしめたものである。従つて、本書は至らぬ所も多いであらうが、とにかく、私としては相當な責任感を覚えながら、公務の餘暇を割いて、著述に當つたものであるから、多方諸彦の御批正、御指導を忝うして、他日改訂の機を得ることが出来れば幸甚の至りである。

昭和十一年五月

著者識

教育職員新恩給法解説

目次

第一編 總説

第一章 序説……………一

恩給の概念——恩給法——参考書

第二章 教育職員に関する恩給制度の沿革……………四

恩給制度の沿革——教育職員に関する恩給法令

第三章 恩給の種類……………七

年金恩給と一時的恩給——普通恩給——増加恩給——傷病年金——一時恩給——傷病賜金——扶助料——一時扶助料

第四章 公務員……………一

第一節 公務員及準公務員の意義並種類……………一

教育職員新恩給法解説 (目次)

公務員及準公務員の種類——文官及準文官——文官——準文官——軍人及準軍人——軍人——準軍人——教育職員及準教育職員——教育職員——公立學校職員——市町村立小學校職員——公立幼稚園職員——公立圖書館職員——朝鮮に於ける公立學校職員——臺灣に於ける公立學校職員——關東州に於ける公立學校職員——樺太に於ける公立學校職員——在外指定學校職員——在外指定學校一覽表——道府縣立師範學校長——準教育職員——警察監獄職員——待遇職員——官内職員——舊法時代に於ける學習院職員と教育職員との在職年の通算關係

第五章 恩給權……………三四

第一節 恩給權の意義及性質……………三四

第二節 恩給權發生の要件……………三五

公務員として在職すること——所定の條件を具備すること——俸給を受くること——適法の退職すること——失格原因——普通恩給權の發生要件——増加恩給權の發生要件——傷病年金權發生要件——一時恩給權發生要件——傷病賜金權發生要件——扶助料權發生要件——年金たる扶助料權發生要件——一時扶助料權發生要件

第三節 恩給權の消滅……………四九

年金恩給權の消滅原因——扶助料權の消滅原因

第四節 二以上の恩給を併給せらるる場合……………五三

第一款 恩給の選擇……………五三

第二款 恩給の併給……………五三

第五節 恩給受給權存在否の調査……………五八

調査事項——提出書類——書類提出の時期

第六節 未給與恩給の承繼……………六一

第七節 恩給權の處分禁止……………六二

擔保の意義——判例

第六章 恩給の裁定……………六八

裁定の意義——裁定官廳——經由廳

第七章 行政救済……………七三

(恩給に關する權利が侵害された場合の救済)

第一節 行政救済の概念……………七三

第二節 具 申……………七四

第三節 訴願及行政訴訟……………七五

訴願——訴願期間——裁決機關——訴願裁決の効果——行政訴訟

給されぬ——教育職員の在職年に接続した勤続年月数だけを通算す——通算に付いての注意事項
項——無給の期間——休職中の期間——準教育職員の在職年を通算せるものを含まぬ場合——
勤続加給を給せれる場合の在職年——加算年を付される場合の在職年——恩給法附則第十條と
適用される場合の在職年——準教育職員より教育職員に轉じ一年未滿にして退職したる場合——
——經過的取扱

第三節 加算年.....一三六

加算年の意義——加算年の要件——加算年の從屬性——加算年の始期——二種以上の加算年の
生ずる場合——加算年の種類從軍加算——外國交戰擾亂地域内勤務加算——戒嚴地域内勤務加
算——外國領内加算——航空加算——潜水加算——邊陲又は不健康地域加算——不健康業務加
算——遠洋航海及艦隊準戰訓練加算——殖民地内勤務加算——國境警備又は野蠻地加算——舊法
の加算年——從軍加算——在勤加算

第四節 減算される在職年.....一四二

休職待命歸休等の期間——減算方法——經過的取扱——準教育職員の休職中の期間

第五節 除算年.....一四四

除算される場合——普通恩給權又は增加恩給權の消滅したるとき——死亡——處刑——國籍喪
失——請求時効の完成——失格——懲戒懲罰等——處刑——除算の實例——退職後に於て職務
犯罪に依り處刑されたるとき——不法に職務を離れたるとき——宮内職員の除算年——舊規

定の除算年——官吏恩給法上の除算年——教育職員の除算

第二章 俸給.....一五五

第一節 俸給の意義.....一五五

第一款 本 俸.....一五五

第二款 準 本 俸.....一五六

年功加俸——職務俸——特別加俸

第三款 官職併有者の俸給.....一六一

第二節 恩給額算出の基礎となるべき俸給.....一六二

第一款 基礎俸給額算出の原則.....一六二

「退職前一年」の意義——休職、罪俸に依る場合の計算方法——月の中途に於ける新任昇給の場
合の計算方法——月の中途で減俸したるとき計算方法——二以上の俸給を受けて居る場合の
計算方法

第二款 基礎俸給額算出の特例.....一六六

公務傷病に依る退職又は死亡の場合——級俸の定めなきもの——級俸の定めなきもの——一般
退職の際に於ける昇給の認め方——「二年以上据置」の計算方法——強制減俸後昇給ありたる場
合——承諾減俸の場合——二以上の俸給を受くる場合——轉官轉職の場合——一級程度の昇給

— 級俸の定めある場合 — 當分俸を受くる場合 — 級俸の定めなき場合 — 特別俸 — 轉官轉職の場合 — 設例 — 恩給法附則第十條 — 同一種類の公務員として二十年以上勤続すること — 同一種類の公務員の意義 — 實在職年 — 特殊事情 — 當分の内 — 二級昇給 — 當分俸 — 小學校教員にして二級俸の當分俸以上を受くる場合 — 基礎俸給計算方法 — 級俸の定めある本俸の還元方法 — 市町村立小學校及幼稚園職員俸給 — 公立圖書館職員俸給 — 當分俸の還元方法 — 最高限のみを規定する準本俸の還元方法 — 最高、最低を規定する準本俸の還元方法 — 補間計算の方法 — 還元方法の實例

第三章 恩給金額

第一節 普通恩給額の算出

文官の普通恩給 — 最短年限 — 適法の退職 — 恩給額 — 基本率 — 増加率 — 最高限 — 勤続加給 — 恩給額計算上の注意 — 國未滿の端金 — 公務傷病の場合 — 恩給法附則第十一條 — 恩給法附則第十二條 — 教育職員の普通恩給 — 年未滿の端月 — 勤続加給 — 初等教員の勤続加給 — 中等教員の勤続加給 — 中等程度の學校 — 勤続加給の疑義 — 加算年を含む — 準教員の在職年は含まぬ — 初等教員及中等教員の勤続年数は合算せぬ — 教育職員として退職したる場合に限る — 兼務中の在職年は含まぬ — 師範學校訓導は中等程度の教育職員である — 高等學校尋常科教諭 — 高等女學校の教授 — 勤続と看做される場合 — 勤続加給される場合の恩給額計算方法 — 初等教員の場合 — 中等教員の場合 — 外國勤続加給 — 準教育職員の普通恩給 — 軍人の普通恩給 — 準士官以上の軍人の普通恩給 — 下士官以

二〇七

二〇七

下の軍人の普通恩給 — 警察監獄職員の普通恩給 — 一時恩給を受けたことある者の普通恩給額 — 恩給法改正前 — 恩給法改正後 — 控除の條件 — 控除額 — 扶助料額も控除されたる普通恩給額を基礎にして算出す — 返還 — 經過的取扱

第二節 増加恩給額

退職當時の階等 — 高等官の官等 — 判任官の官等 — 待遇官の官等 — 待遇官たる教育職員等 — 公立學校職員 — 市町村立小學校職員 — 市町村立幼稚園職員 — 青年學校教員養成所職員 — 各種學校職員 — 在外指定學校職員 — 公立圖書館職員 — 準教育職員階等 — 傷病原因 — 戦間 — 準戦間 — 普通公務 — 公務癡制 — 不具癡疾の程度 — 増加恩給の額

第三節 傷病年金額

傷病の程度 — 傷病年金の額

第四節 一時恩給額

一時恩給權發生の要件 — 一時恩給の額

第五節 再就職に依る恩給の改訂

再任改訂の要件 — 適法の退職なること — 再就職後一年以上在職したること — 「在職一年以上」の意義 — 普通恩給の改訂再任改訂 — 恩給額の計算上減少する場合 — 増加恩給の改訂 — 傷病年金の改訂

二二六

二五三

二五五

二五七

第四章 恩給の請求

二六六

第一節 恩給の請求手續

二六六

普通恩給の請求手續——本願書——請求書類の書式——請求書——履歴書——添附書類——増
加恩給の請求手續——請求書類の書式——添附書類——傷病年金の請求——一時恩給の請求手
續

第二節 恩給請求権の消滅時効

二六七

時効に依る権利の消滅——時効の中断——時効の停止

第五章 恩給の停止

二八六

普通恩給の停止——再就職に依る停止——處刑に依る停止——年齢に依る停止——多額所得者
の停止——増加恩給及傷病年金の停止——昭和八年改正法施行前に於ける教育職員の差額停止
——経過的取扱——「其の官職」の意義

第三編 遺族扶助料

第一章 遺族の範圍及順位

二九七

遺族の意義——内縁の配偶者——胎兒——遺族の範圍——第八十一條に依る一時扶助料を受く

る者第八十二條に依る一時扶助料を受くる者——遺族の順位——年金たる扶助料を受くる者の
順位——第八十一條に依る一時扶助料を受くる者の順位——第八十二條に依る一時扶助料を受
くる者の順位

第二章 扶助料權の發生

三〇八

年金たる扶助料權の發生——第八十一條に依る一時扶助料權の發生——第八十二條に依る一時
扶助料權の發生

第三章 扶助料權の失格原因

三一一

婚姻に依る失格——去家に依る失格——夫が扶助料を受くる資格を失ふ場合——父母、祖父母
が扶助料を受くる資格を失ふ場合

第四章 扶助料の停止及轉給

三二四

扶助料の停止——處刑に依る停止——所在不明に依る停止——扶助料の轉給

第五章 扶助料の額

三二七

年金たる扶助料の額——職團又は準職團の爲め死亡したる場合——普通公務の爲め死亡したる
場合——一般の扶助料——扶助料の加給——第八十一條に依る一時扶助料の額——第八十二條
に依る扶助料の額

第六章 扶助料の請求手續

三三一

年金たる扶助料の請求手續——一時的扶助料請求手續——第八十一條に依る一時扶助料の請求
手續——第八十二條に依る一時扶助料の請求手續

附 録

恩給法及關係法規……………三三三

宮内省恩給令……………四三八

舊 法 令……………四五九

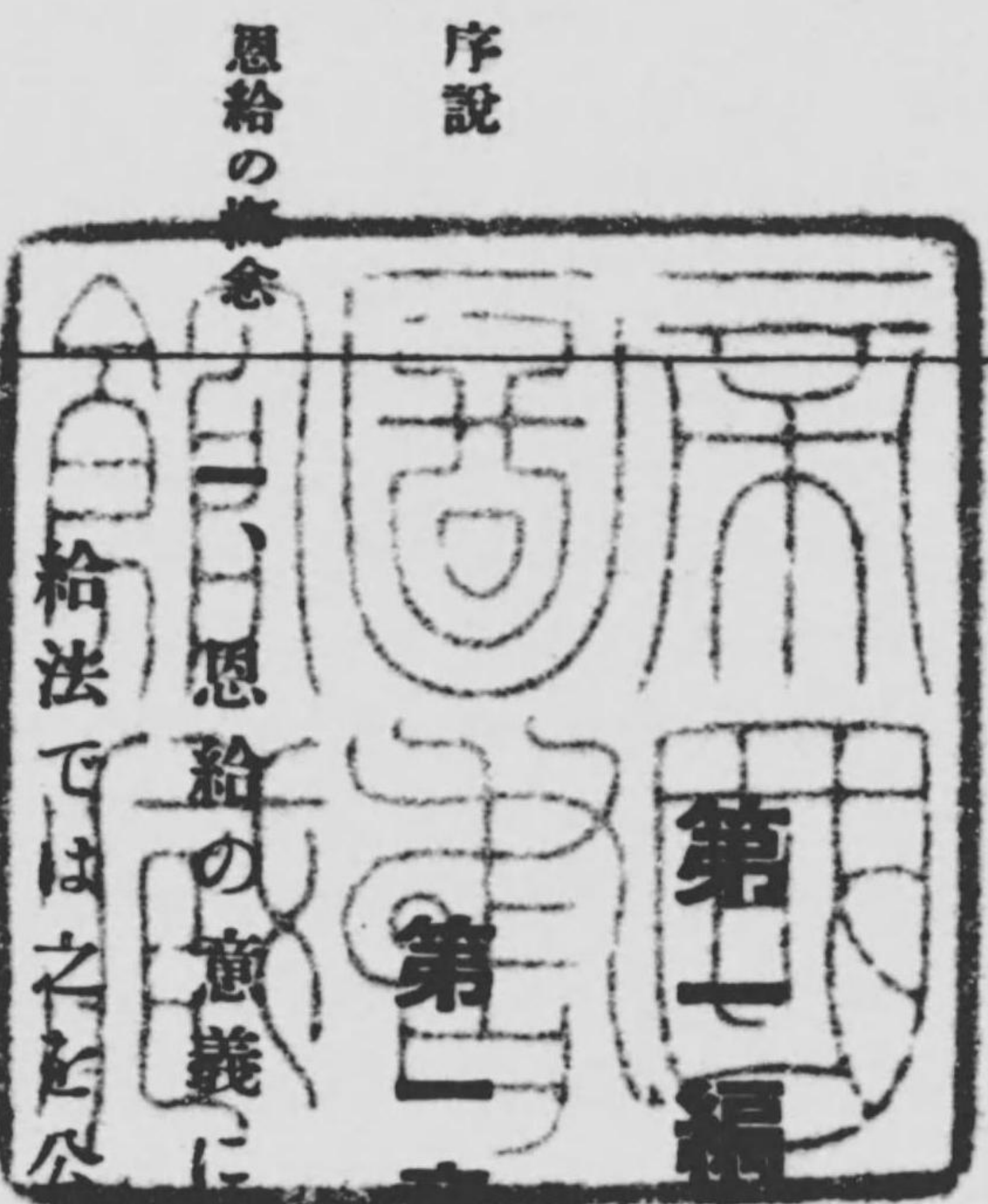
俸 給 表……………四九〇

補問計算……………

目次終り

教育職員新恩給法解説

福田 信 夫 著



恩給の概念 序説 第一章 総説

給法では之を公務員又は準公務員と指稱す)として在職した者が、退職後に於て本人又は其の遺族の生活資料として、國家又は公共團體より與へらるゝ金銭的給付であるといふことが出来よう。

一、官吏及官吏待遇者等は、在職中は夫々其の身分又は地位に應じて職務に精勵し、一定の俸給を受ける外に他に經濟上の利益を得るの途がない。故

に之等の退職後に於ける生活資料に付いては、國家又は公共團體は何等かの形式に於て保障せねばなるまい此の意味に於て恩給の制を見るに至つたのではなからうか。

二、金銭的給付である。恩給は國家又は公共團體より與へらるゝところの金銭的給付である。在職中に於ける俸給が金銭給付である様に、恩給も亦金銭を以て給付されるのである。

二、恩給法とは、廣義に解するときは恩給に關する法令の全體を謂ふのである。而して其の主なるものは

- 一、恩給法（大正十二年法律第四十八號）
- 一、恩給法施行令（大正十二年勅令第三百六十七號）
- 一、恩給給與規則（同 勅令第三百六十九號）
- 一、恩給給與細則（同 閣令第七號）
- 一、恩給ノ減額補給及停止ニ關スル法律（昭和七年法律第十三號）
- 一、昭和七年法律第十三號施行令（昭和七年勅令第二百四號）

恩給法

参考書

等である。

三、恩給法は制定以來日なほ淺く、之等に關する研究は將來にまつべきものが多々あるのであるが、今日まで我國に於て出版された研究書の主なるものを掲げると次の様なものがある。

- 樋貝詮三著 恩給法原論
- 同 新恩給法釋義
- 同 昭和八年改正恩給法解説
- 上原秋三著 改正恩給法精解
- 高木三郎著 恩給法通解

私は本書を著すにあたり、之等先輩諸氏の書に負ふところが大であつた。茲に深甚なる敬意と謝意を表する次第である。

第二章 教育職員に關する恩給制度の沿革

教育職員
の恩給
制度の
沿革

我が國に於て恩給制度が制定せられたのは明治の初期である。明治維新までは我が國の政治組織なり社會組織なりが恩給制度の必要を認めなかつたことは云ふまでもない。所謂武家階級には世襲の家祿なるものがあつて安逸に生活が出来たので、失職後の問題を考ふる必要は起らなかつた。明治時代に入るや従來の封建制度は根柢より破壊され帝國臣民たる以上、何人と雖も軍人なり文官なりに任用され得る様組織が改革せられたのである。然し往時の夫等とは制度を異にし、官職は世襲でないのみならず、老齡に達したとか、或は疾病其他の理由に依つて其の官職はやがて失はれるに至るのである。茲に於て恩給制度の必要を認めらるゝに至り、軍人恩給、文官恩給と夫々其の制度の確立を見たのである。而して教育職員に對しても軍人恩給、文官恩給に次いで恩給制度が制定せられたのである。

教育職員に
關する恩給
法令

初期に於ける教育職員の恩給の根源を爲した法令は次の如きものである。

- 一、市町村立小學校職員退隱料及遺族扶助料法 (明治二十三年 法律第九十號)
- 一、府縣立師範學校長俸給並公立學校職員退隱料及遺族扶助料法 (明治二十三年 法律第九十號)
- 一、公立學校職員ノ退隱料等ニ關スル法律 (明治二十九年 法律第十三號)
- 一、臺灣ニ在勤スル地方税支辨ノ俸給ヲ受クル文官判任以上ノ學校職員退隱料及遺族扶助料ニ關スル件 (明治三十三年 法律七十七號)
- 一、朝鮮ニ於ケル學校職員ニシテ國庫ヨリ俸給ノ支給ヲ受ケサル文官判任以上ノ者ノ退隱料及遺族扶助料ニ關ルス件 (明治四十五年 法律第十一號)
- 一、在外指定學校職員ノ退隱料及遺族扶助料法 (明治三十九年 法律第六十四號)
- 一、樺太廳立小學校教員樺太公立小學校教員退隱料及遺族扶助料ニ關スル法律 (明治四十一年 法律三十五號)

之等煩雜なる學校職員に關する幾多の恩給法令は、従來の官吏恩給法、官吏遺族扶助料法、軍人恩給法等と共に整理統一せられ大正十二年恩給法制定に伴ひ恩給法上の教育職員として地位を占むるに至つたのである。

大正十二年の恩給法制定に依り従來の複雑多岐に亘る各種の恩給關係法令

は茲に初めて整理統一せられ、各公務員の在職年は相互に通算関係を認むるに至つたが、獨り教育職員に限り種々の事情があつて、所謂恩給法第九十九條に依り他の公務員の在職年とは通算関係を認められず、特殊の取扱を受けて來つたのであるが、昭和八年十月一日の改正恩給法に於て第九十九條は削除せられたので他の公務員との通算関係を認めらるゝに至つたのである。然し夫れは法令改正の一般理念に従つて將來に向つて認むべきものであらうが、斯の如き法令の取扱は一般理念のみに依るべきでなく、適切妥當の取扱を要するので改正法附則第十七條同第十八條同第十九條に於て經過的規定を設けて出來るだけの調和を計つて居るのである。是の詳細な説明は附則の説明に譲ることとする。

要之學校職員に關する恩給制度なるものは、以上述べた様な變遷を経て現行恩給法上に於ける所謂教育職員としての地位を占むるに至つたのである。本書に於ては成る可く教育職員に關係深い部分のみを説明し之に關係少き部分は割愛することにしたのである。

恩給の種類

第三章 恩給の種類

恩給法第二條

年金恩給と
一時的恩給

年金恩給と一時的恩給

恩給は之を年金恩給と一時的恩給とに分類することが出来る。年金恩給とは終身或は一定期間給與せらるるもので普通恩給、増加恩給、傷病年金、扶助料の四種類があり、一時的恩給とは一回限り給與せらるるもので一時恩給、傷病賜金、一時扶助料の三種類がある。而して恩給法に於ては恩給なる語を廣狹二義に用ひて居る。廣義の恩給とは前述の七種の恩給全部を總稱し、狹義の恩給とは普通恩給及増加恩給のみを指稱するのである。

如何なる場合に之等の恩給が給せらるゝかは、第一編第五章第二節に於て説明することとして本章に於ては其の概要を述ぶるに止めて置く。

一、普通恩給

普通恩給とは、一定の年限公務員として在職し適法に退職した者に給せらる

普通恩給

る年金恩給で、年功的意味を含んだものであり、在職年数を基礎として給せらるゝものである。

増加恩給

二、増加恩給

増加恩給とは、公務員及準公務員が公務の爲め傷病疾病に罹り不具癱疾となつた場合に、普通恩給の外に給與せらるゝ年金である。

傷病年金

三、傷病年金

傷病年金とは、公務員及準公務員が公務の爲め永續性の傷病を受け又は疾病に罹り、不具癱疾の程度に至らないけれども、或る一定の程度（勅令の定むる程度）に達し、且つ之が爲め其の職務に堪へず一年内に適法に退職した者に對し給與せらるゝ年金である。

一時恩給

四、一時恩給

一時恩給とは、公務員が一定の年限（引續き三年以上）在職したるも未だ普通恩給を給與せられる年限に達せずして、適法に退職したるときに給與せられる一時金である。

傷病賜金

五、傷病賜金

傷病賜金とは、下士官以下の軍人にのみ與へられた特典であつて、下士官以下の軍人が公務上の傷病を受け或は疾病に罹り傷病年金を受くる程度には達しないが之が爲退職した者に給與せられる一時金である。

扶助料

六、扶助料

扶助料とは現に普通恩給を受けて居た者又は未だ普通恩給を受けたることなきも普通恩給を給與せらるべき資格を有したる者の遺族に給與せらるゝ年金である。

一時扶助料

七、一時扶助料

一時扶助料には（一）恩給法第八十一條に依る「一時扶助料」と、（二）恩給法第八十二條に依る「一時扶助料」との二種類がある。前者は元來年金たる扶助料を給與せられる場合に遺族中に順位者なきときに於て一定の條件の下に其の兄弟姉妹に給與せられる一時金であり、後者は公務員が在職中に死亡したる場合に其の死亡を退職と看做せば、未だ年金恩給を受くる資格なき

も、一時恩給を給與せられる資格ある場合に其の遺族に對し給與せられる一時金である。

公務員

公務員及準
公務員の意
義

公務員及準
公務員の種
類

第四章 公務員

第一節 公務員及準公務員の意義並種類

恩給法第十九條——同第二十四條

恩給法施行令第六條——同第十一條

恩給法は公務員なる語を屢々用ひてゐるが、之は他の法令に謂ふ所の公務員と其の趣を異にしてゐるもので、特殊の意義を有してゐるのである。一言にして云へば恩給を受くる資格ある者と謂へやう。即ち恩給給與の対象となるもの、換言すれば恩給を給與せらるる資格ある者の謂である。

恩給法では公務員を文官、軍人、教育職員、警察監獄職員及待遇職員の五種類に分類し、其の他に公務員に準すべきもの（準公務員と略稱す）として準文官、準軍人、準教育職員を認めてゐる。

公務員は原則として、完全に恩給を受くる資格があるが、準公務員には或る特殊な條件を附して恩給を受くる資格を與られてゐる。

文官及準文官
文官

次に各種の公務員及準公務員に付其の範圍を説明しやう。

一、文官及準文官(恩給法第二十條 恩給法施行令第六條)

恩給法上の文官とは武官又は宮内官以外の官にあり、國庫より俸給を給せらるる者を謂ふのであるが、之に付ては二三の例外がある。即ち

- 1、地方官々制第二條に規定する府縣の判任官
 - 2、都市計畫地方委員會の職員にして官吏たるもの
 - 3、神宮司廳又は神宮皇學館の職員にして官吏たるもの
 - 4、朝鮮道立醫院の職員にして官吏たるもの
- 等で、之等は國庫より俸給を受けざるも文官として認められて居る。
準文官とは、高等文官の試補及判任官見習並右1、より4、までに掲げた以外の官吏にして國庫より俸給を給せられないものを謂ふ。

軍人及準軍人

二、軍人及準軍人(恩給法第二十一條 恩給法施行令第七條)

恩給法第二十一條は軍人及準軍人の定義を明記してゐる。即ち
軍人トハ左ニ掲グル者ヲ謂フ

軍人

準軍人

- 一、陸軍又ハ海軍ノ現役、豫備役、後備役又ハ補充兵役ニ在ル者
- 二、國民兵役ニ在ル者ニシテ召集セラレタルモノ及志願ニ依リ國民軍ニ編入セラレタル者

準軍人トハ左ニ掲グル者ヲ謂フ

- 一、陸軍ノ見習士官及海軍ノ候補生
- 二、勅令ヲ以テ指定スル陸軍又ハ海軍ノ學生生徒
準軍人を指定する勅令とは恩給法施行令第七條である。即ち陸軍士官學校、陸軍幼年學校、陸軍戸山學校、陸軍工科學校、海軍兵學校、海軍機關學校及海軍經理學校の生徒、陸軍の士官候補生、海軍豫備生徒並海軍豫備練習生にして軍人に非ざるものを謂ふ。

教育職員及準教育職員
教育職員

三、教育職員及準教育職員(恩給法第二十二條 恩給法施行令第八條—第九條)

恩給法上に於て教育職員とは、第二十二條に定義してゐる。即ち

- 一、公立ノ學校、幼稚園若クハ圖書館又ハ在外指定學校ノ職員ニシテ國庫ヨリ俸給ヲ給セサル官ニ在ルモノ及判任官以上ノ待遇ヲ受クルモノ

二、道府縣立師範學校長

と規定して居るのである。其處で官立の學校の職員は恩給法上教育職員ではなく文官としての取扱を受けて居る。従つて恩給法上教育職員たるには、師範學校長を除いては國庫より俸給を受けざることを要件とし且つ官吏又は判任官以上の待遇を受ける待遇官吏でなければならぬ。如何なるものが學校の職員であるかと云ふことは當該學校に關する官制及職員制に依つて決せらるるのである。

國庫より俸給を給せられない教育職員は大部分は官吏待遇者であるが、殖民地の教育職員は國庫より俸給を給せられないがなほ官吏たるものがある。現行制度に於ける關係法令より分類せば教育職員とは

公立學校職員

イ、公立學校職員制に依る職員

(1) 公立大學の職員

大學總長、大學長、教授、助教授、幹事、學生主事、助手、書記、學生主事補、醫科大學にして附屬醫院あるものは右の外醫院長、藥局長、藥劑手、看護長

(2) 公立の専門學校、實業専門學校及び高等學校の職員

學校長、教授、生徒主事、助教授、書記、生徒主事補
右の外尋常科及豫科のある高等學校には
教諭、助教諭

(3) 師範學校、青年學校教員養成所及公立の中學校、高等女學校（實科高等女學校を含む）、實業學校（農業學校、工業學校、商業學校、商船學校及女子實業學校）、盲學校、聾啞學校、青年學校の職員

學校長、教諭、助教諭、書記
右の外寄宿舎の設置ある學校、高等科の設けある高等女學校、附屬小學校、幼稚園を置きたる師範學校、初等部、豫科の設けある盲學校及聾啞學校には
舎監、教授、助教授、訓導、保母

ロ、市町村立小學校の職員

校長、訓導

市町村立小學校職員

公立幼稚園職員

ハ、公立の幼稚園の職員
園長、保母

大正十五年四月以前は小學校本科正教員たるべき資格を有しない保母は判任官の待遇を受けなかつたので教育職員として認められなかつた。

公立圖書館職員

ニ、公立圖書館の職員
館長、司書、書記

ホ、朝鮮公立學校官制に依り公立學校の職員

朝鮮に於ける公立學校職員

(1) 公立専門學校の職員

學校長、教授、生徒監、助教授、書記

(2) 公立の師範學校、中學校、高等女學校、高等普通學校、女子高等普通學校、實業學校の職員

學校長、教諭、訓導、保母、書記

(3) 公立の小學校、普通學校、幼稚園の職員

學校長、訓導、園長、保母

臺灣に於ける公立學校職員

ヘ、臺灣公立學校官制に依る公立學校の職員

(1) 公立の實業補習學校、小學校、公學校及幼稚園の職員

學校長、訓導、園長

(2) 公立盲聾啞學校の職員

學校長、教諭、舍監、書記

ト、關東州公立學校官制に依る公立學校職員

(1) 公立の高等女學校及實業學校の職員

學校長、教諭、書記

チ、樺太に於ける公立學校職員

(i) 樺太公立學校官制に依る學校長、教諭、書記

(2) 公立の小學校及幼稚園の學校長、訓導、園長、保母

リ、在外指定學校の職員

學校長、教諭、助教諭、訓導、舍監、書記

在外指定學校とは、外國に在る本邦人教育の爲め設置せられた學校であつ

在外指定學校職員

樺太に於ける公立學校職員

關東州に於ける公立學校職員

て、外務大臣及文部大臣が指定したものをいふのである。尙關東州に在る學校は大使が指定することになつてゐる。而して恩給法施行令第八條に依り在外指定學校として指定せられたものは次の通りである。

在外指定學校一覽表

| 學校名 | 設立者 | 指定年月日 | 備考 |
|--------------|-----------|------------|--|
| 瓦房店尋常高等小學校 | 南滿洲鐵道株式會社 | 明治四一、七、二五 | 明治四一、一一、尋常小學校改稱 |
| 大石橋 | " | " | " |
| 遼陽 | " | " | " |
| 奉天春日 | " | " | 昭和四、四、一關告第號ヲ以テ奉天尋常小學校ヲ改稱 |
| " 敷島尋常小學校 | " | 大正 六、一一、二八 | 公立奉天小學校廢止ト同日滿鐵設立ノモノヲ指定、昭和三、七、二奉天第一尋常小學校ト改稱シ昭和四、四、一現在名ニ改稱 |
| " 彌生 | " | 大正一一、七、一 | 昭和四、四、一奉天第二尋常小學校ヲ改稱 |
| " 加茂 | " | 昭和 五、二、一七 | 關東廳告示第二五號 |
| 奉天千代田尋常高等小學校 | " | 昭和 二、三、三一 | 關告第四五號、昭和八、四、一滿洲教育專門學校附屬小學校ヲ改稱 |
| 昌圖 | " | 明治四一、七、二五 | " |
| 公主嶺 | " | " | 昭和四、四、一長春尋常高等小學校ヲ室町尋常高等小學校ト改稱シ昭和七、一一、一現在名ニ改稱 |
| 新京 | " | " | " |

| | | | |
|--------------|---|------------|--|
| 新京尋常小學校 | " | 大正一四、一一、九 | 昭和四、四、一長春尋常小學校ヲ長春西廣場尋常小學校ト改稱シ更ニ昭和七、一一、一現在名ニ改ム |
| 撫順千金尋常高等小學校 | " | 明治四一、七、二五 | 昭和四、四、一撫順第一尋常高等小學校ヲ改稱(關告第七號) |
| 撫順永安尋常小學校 | " | 大正 九、六、一 | 同右第二ヲ改稱(關告第七號) |
| 撫順東七條尋常高等小學校 | " | 昭和 七、一一、一〇 | 昭和八(關告第一九八號) |
| 本溪湖尋常高等小學校 | " | 明治四五、四、一 | " |
| 橋頭尋常小學校 | " | " | 大正五、四、一尋常小學校改稱 |
| 鶴冠山尋常高等小學校 | " | " | " |
| 鐵嶺 | " | 明治四五、七、二一 | " |
| 熊岳城 | " | 大正 三、四、一 | 大正五、四、一尋常小學校ヲ改稱 |
| 海城 | " | " | 大正七、四、一尋常小學校ヲ改稱 |
| 四平街 | " | " | 大正五、四、一尋常小學校ヲ改稱 |
| 開原 | " | " | " |
| 連山關 | " | 大正 三、一一、一 | 大正五、四、一尋常小學校ヲ改稱 |
| 鞍山 | " | 大正 八、三、三一 | " |
| 安東大和尋常小學校 | " | 明治四〇、三、二〇 | 安東居留民設立ノ安東尋常高等小學校ハ大正六、三、三一廢止サレ同日滿鐵設立ノモノヲ指定シ大正一一、一一、一關東廳ニ移管昭和三、四、一安東大和尋常小學校ト改稱更ニ昭和六、四、一現在名ニ改稱 |

教育職員新恩給法解説

| | | | |
|---------------|-----------|------------|---------|
| 間島 | 間島龍井村 | 大正一四、一〇、一五 | 文告第三四四號 |
| 環春日本 | 環春 | 大正一五、二、一八 | |
| 百草溝 | 百草溝 | 昭和四、二、二二 | |
| 頭道溝尋常小學校 | 頭道溝 | 昭和四、八、二 | |
| 新民府 | 新民府 | 大正一三、一〇、三 | 文告第三七七號 |
| 長沙日本尋常高等小學校 | 長沙日本 | 大正九、六、三〇 | |
| 南京日本 | 南京 | 大正一三、一二、一二 | 文告第四二六號 |
| 蕪湖 | 蕪湖 | 大正一三、七、六 | 文告第三四〇號 |
| 九江日本 | 九江 | 大正一四、一一、七 | 文告第三五〇號 |
| 宜昌日本 | 宜昌日本 | 大正一五、三、二〇 | 文告第一五六號 |
| 重慶日本 | 重慶 | 大正一五、四、二一 | |
| 杭州日本 | 杭州 | 大正一五、三、二 | |
| 蘇州日本 | 蘇州 | 大正一四、六、二四 | |
| 張店尋常高等小學校 | 張店日本人會 | 大正一二、三、二一 | 文告第三六四號 |
| 妨子 | 妨子 | 大正一二、三、三一 | |
| 馬尼拉日本人小學校 | 馬尼拉日本人總代會 | 大正七、二、二四 | |
| 新嘉坡日本人小學校 | 新嘉坡日本人會 | 大正七、七、五 | |
| シントラル日本人尋常小學校 | 比律賓ダバオリ | 昭和二、一〇、二一 | |

| | | | |
|------------------------|---------------------------------|-----------|--|
| ボルネオ農園附屬小學校 | 蘭領ボルネオ ゴム工業株式會社 | 昭和四、二、二二 | 文告第六九號 |
| ダバオ日本人小學校 | ダバオ日本人會(比島) | 大正一五、二、二四 | 文告第七〇號 |
| スラバヤ日本人小學校 | スラバヤ日本人會 | " | 文告第三五五號 |
| 磐谷日本尋常小學校 | シヤム國日本人會 | 大正一五、九、三〇 | 文告第三一八號 |
| 孟買日本人小學校 | 英領印度孟買日本人 協會 | 大正一五、七、一四 | 文告第二六〇號 |
| 淄川尋常高等小學校 | 魯大 公 司 | 大正一三、四、二四 | 文告第一七五號 |
| パタビヤ日本人小學校 | パタビヤ日本人會 | 昭和四、四、四 | 文告第三一五號 |
| バギオ | 比島バギオ日本人會 | 昭和四、八、七 | 文告第三一六號 |
| メダン | スマトラ日本人會 | " | 文告第三三三號 |
| タツオ小學校 | 久原鐵業株式會社 及オクムラ、クボタ、 コンパニー | 昭和二、一二、一六 | 文告第一四九號 |
| 中央瓜哇日本小學校 | 在スマラン中央瓜哇 日本人會 | 昭和五、四、二 | 昭和八年五月告示第 二一六號ヲ以テ居留第 尋常小學校ヲ改稱 文告第一一四號 |
| 居留民會立齊々哈爾日本 尋常高等小學校 | 齊々哈爾日本居留民會 | 昭和五、九、二七 | 文告第二二〇號 |
| 里馬日本人小學校 | 財團法人秘露中央日 本人會 | 昭和七、四、二〇 | 文告第二六二號 |
| 山海關日本居留民會立日 本小學校 | 山海關日本居留民會 | 昭和八、七、五 | |

第四章 公務員

| | | | |
|-------------------|-----------|-----------|--|
| 在留民會立海倫日本尋常小學校 | 海倫日本在留民會 | 昭和八、一〇、二 | 文告第三〇三號 |
| 教化尋常小學校 | 教化居留民會 | 昭和九、五、二 | 文告第一八四號 |
| 大虎山尋常小學校 | 大虎山民會 | 昭和九、七、六 | 文告第二一五號 |
| 海拉爾日本尋常小學校 | 海拉爾日本居留民會 | 昭和九、八、二五 | 文告第二三九號 |
| 洮南日本小學校 | 洮南居留民會 | 昭和九、八、二五 | 文告第二四〇號 |
| 赤峰日本人居留民會立尋常高等小學校 | 赤峰日本人居留民會 | 昭和九、九、二八 | 文告第二五六號 昭和九年十一月告示 第二八四號ヲ以テ 「赤峰日本人居留民 會立尋常小學校」ヲ 改稱 |
| 通遼日本小學校 | 通遼日本居留民會 | 昭和九、九、二八 | 文告第二五七號 |
| 居留民會立北安日本尋常小學校 | 北安居留民會 | 昭和九、一、二二 | 文告第二八一號 |
| 新京白菊尋常小學校 | 南滿洲鐵道株式會社 | 昭和九、一、三〇 | 文告第二八七號 |
| 朝陽日本人居留民會立尋常小學校 | 朝陽日本人居留民會 | 昭和九、一、二、四 | 文告第二八九號 |
| 北票日本人居留民會立尋常小學校 | 北票日本人居留民會 | 昭和九、二、七 | 文告第二九〇號 |

文告第三〇三號
昭和九年五月告示第
一〇九二號ヲ以テ「圖
們尋常小學校」ヲ改
稱

| | | | |
|---------------------|-----------|--------------|---------|
| 鄭家屯尋常高等小學校 | 南滿洲鐵道株式會社 | 昭和一〇、四、二七 | 文告第一七一號 |
| 朝陽川尋常小學校 | 朝陽川內地人民會 | 昭和一〇、五、四 | 文告第一八二號 |
| 承德日本人居留民會立承德日本尋常小學校 | 承德日本人居留民會 | 昭和一一、〇、五、四 | 文告第一八三號 |
| 平泉日本人居留民會立尋常小學校 | 平泉日本人居留民會 | 昭和一一、〇、五、四 | 文告第一八三號 |
| 凌源日本人居留民會立凌源日本尋常小學校 | 凌源日本人居留民會 | 昭和一一、〇、五、四 | 文告第一八三號 |
| 一面坡尋常高等小學校 | 一面坡日本在留民會 | 昭和一一、〇、五、一〇 | 文告第一九〇號 |
| 財團法人光明學園小學部 | 財團法人光明學園 | 昭和一一、〇、五、二一 | 文告第二〇三號 |
| 明月溝尋常小學校 | 明月溝內地人民會 | 昭和一一、〇、六、一三 | 文告第二二三號 |
| 哈爾濱第二尋常小學校 | 南滿洲鐵道株式會社 | 昭和一一、〇、六、二二 | 文告第二二七號 |
| 牡丹江日本尋常高等小學校 | 牡丹江日本在留民會 | 昭和一一、〇、七、二七 | 文告第二五九號 |
| 山城鎮日本小學校 | 山城鎮居留民會 | 昭和一一、〇、七、二七 | 文告第二六〇號 |
| 洮安日本小學校 | 洮安日本居留民會 | 昭和一一、〇、八、一九 | 文告第二七二號 |
| 綏芬河日本尋常高等小學校 | 綏芬河居留民會 | 昭和一一、〇、一〇、一八 | 文告第三五九號 |
| 三姓日本尋常高等小學校 | 三姓日本在留民會 | 昭和一一、〇、一〇、一八 | 文告第三九六號 |
| 寧古塔尋常高等小學校 | 寧古塔日本在留民會 | 昭和一一、〇、一一、二 | 文告第四〇四號 |
| 王爺廟日本小學校 | 王爺廟日本居留民會 | 昭和一一、一、一六 | 文告第三號 |
| 新站尋常小學校 | 新站日本居留民會 | 昭和一一、一、一六 | 文告第四號 |
| 天津日本青年學校 | 財團法人天津共益會 | 昭和一一、〇、一〇、三 | 文告第三五一號 |

教育職員新恩給法解説

| | | | |
|----------------|-----------|-----------|-------------------------------------|
| 大連商業學校 | 東洋協會滿洲支部 | 大正四、三、一五 | |
| 大連女子商業學校 | " | 昭和五、四、一 | 關東廳告示第五八號 |
| 鞍山中學校 | 南滿洲鐵道株式會社 | 大正二、四、一 | " 第四七號 |
| 奉天中學校 | " | 大正一、四、一 | " 第五八號 |
| 奉天高等女學校 | " | " | " |
| 撫順中學校 | " | 大正二、四、一 | |
| 撫順高等女學校 | " | 大正一、七、八 | |
| 安東中學校 | " | 大正四、二、三 | |
| 安東高等女學校 | " | 大正二、四、一 | |
| 新京高等女學校 | " | " | 關東廳告示第四七號 |
| 新京商業學校 | " | 大正一、七、八 | 昭和七、一、一長春高等女學校ヲ改稱 |
| 青島日本中學校 | 青島居留民團 | 大正六、七、四 | 關東廳告示第九三號昭和七、一、一告示第一九四號ヲ以テ長春商業學校ヲ改稱 |
| 青島日本高等女學校 | " | 大正六、一、九 | 青島守備軍司令官ノ設置ニヨル青島中學校 |
| 天津日本高等女學校 | 天津共益會 | 大正一三、一、二四 | 青島高等女學校ハ大正一、二、三、一各設立 |
| 上海居留民團立日本高等女學校 | 上海居留民團 | 大正三、一、二八 | 三現在名ニ改稱サル |
| 上海居留民團立日本商業學校 | " | 昭和六、八、二五 | 文告第四〇五〇號 |
| 上海居留民團立日本實業學校 | " | 昭和元、二、二八 | 文告第三號 |
| | | | 文告第五號 |

道府縣立師範學校校長

準教育職員

青島學院商業學校 青島學院 昭和三、三、一五
 " 實業學校 " 昭和七、三、一八 文告第六七號
 新京中學校 南滿洲鐵道株式會社 昭和八、二、九 關東廳告示第一三號、昭和八、四、一開校
 天津日本商業學校 財團法人天津共益會 昭和八、七、八 昭和〇、五、二五文告第一九六號ヲ以テ指定替
 哈爾濱高等女學校 哈爾濱日本居留民會 昭和九、七、二八 文告第二六六號
 財團法人光明學園中學部 財團法人光明學園 昭和一〇、一、三一 文告第一三號
 哈爾濱日本中學校 哈爾濱日本居留民會 昭和一〇、七、三 文告第二三七號

又、道府縣立師範學校校長は國庫より俸給を給せらるるもので、恩給法第二十条第一項の文官であるが、又一面に於ては教育職員として認められてゐるので二重の資格を有することになるのである。従前の規程に於ても道府縣立師範學校長の在職年數は他の文官、軍人、待遇職員、警察監獄職員にも通算關係を認められてゐたので恩給法上では有利な地位に置かれてゐたのである。

ル、準教育職員とは、恩給法施行令第九條に掲げてゐるものを謂ふのであつて夫れ以外の者は準教育職員ではないのである。同條に於て認めたるも

のとは、即ち官立、公立學校の教授心得、助教授心得、教諭心得、助教諭心得、准訓導及判任官の待遇を受けざる保姆にして専任教員たるものである。

警察監獄職員

四、警察監獄職員（恩給法第二十三條）

下級の警察官及監獄官吏等の優遇の意味に於て認められた制度であつて、他の一般の公務員より恩給率等に於て優遇されてゐる。茲では單に警察監獄職員とは如何なるものかを列挙するに止めて置く。

恩給法第二十三條に曰く

警察監獄職員トハ左ニ掲クル者ヲ謂フ

- 一、警部補、巡查、陸軍警査、海軍警査、貴族院守衛、衆議院守衛
- 二、看守、女監取締、陸軍監獄看守及海軍監獄看守
- 三、判任官ノ待遇ヲ受クル消防手

待遇職員

五、待遇職員

（恩給法第二十四條、第十一條）
恩給法施行令第十條、第十一條

恩給法で謂ふ待遇職員とは、恩給法及附屬法令で特に規定した判任官以上の待遇を受くる職員を謂ふのである。（華文官、軍人、準軍人、教育職員、準教育職員

及警察監獄職員の中にも判任官以上の待遇官吏があるが夫れ等は恩給法上の所謂待遇職員ではないのである）而して恩給法で認められた待遇職員とは次の通りであるが茲では本書の目的上單に關係法令のみを擧ぐるに止めて置く。

恩給法第二十四條

待遇職員トハ左ニ掲クル者ヲ謂フ

- 一、判任官以上ノ待遇ヲ受クル神宮司廳職員、神宮神部署職員及官國幣社ノ神職

- 二、判任官以上ノ待遇ヲ受クル監獄ノ職員（前條第二號ニ掲クル者ヲ除ク）、感化院職員及矯正院職員

- 三、地方待遇職員令ニ依リ判任官以上ノ待遇ヲ受クル者ニシテ勅令ヲ以テ指定スルモノ

- 四、前三號ニ掲クル者ヲ除クノ外國庫ヨリ俸給又ハ給料ヲ給スル待遇職員ニシテ勅令ヲ以テ指定スルモノ

恩給法施行令第十四條

恩給法第二十四條第三號ノ待遇職員トハ左ニ掲クル者ヲ謂フ

- 一、道路管理職員制ニ依ル職員
- 二、地方土木職員制ニ依ル職員
- 三、地方産業職員制ニ依ル職員(市費ヲ以テ置キタルモノヲ除ク)
- 四、地方測候所職員制ニ依ル職員
- 五、地方學校衛生職員制ニ依ル職員
- 六、地方社會教育職員制ニ依ル職員
- 七、地方社會事業職員制ニ依ル職員
- 八、地方建築職員制ニ依ル職員
- 八ノ二、地方警察職員制ニ依ル職員
- 八ノ三、地方體育運動職員制ニ依ル職員
- 八ノ四、地方學校營繕職員制ニ依ル職員
- 九、防疫職員制ニ依ル職員

十、税關官制第二十六條ノ規定ニ依ル職員

十一、臨時海港檢疫所官制ニ依ル職員

十二、廳府縣衛生職員制ニ依ル職員

十三、癩療養所職員制ニ依ル職員

十四、家畜防疫職員制ニ依ル職員

十五、朝鮮地方待遇職員令ニ依ル地方ノ土木、産業、衛生、社會事業又ハ測候ニ關スル事務又ハ技術ニ従事スル職員(府費ヲ以テ置キタルモノヲ除ク)

十六、臺灣地方待遇職員令ニ依ル地方ノ土木、衛生、産業、物産検査、社會事業又ハ社會教育ノ事務又ハ技術ニ従事スル職員(市費ヲ以テ置キタルモノヲ除ク)

十七、關東州地方待遇職員令ニ依ル地方ノ産業、土木、衛生、教育又ハ行政ニ關スル事務又ハ技術ニ従事スル職員

恩給法施行令第十一條

恩給法第二十四條第四號ノ待遇職員トハ左ニ掲クル者ヲ謂フ

- 一 内閣印刷局醫及内閣印刷局藥劑師
- 二 造幣醫、專賣醫及專賣藥劑師
- 三 陸軍ノ通譯ニシテ判任官以上ノ待遇ヲ受クルモノ
- 四 靖國神社附屬遊就館職員ニシテ判任官以上ノ待遇ヲ受クルモノ
- 五 鐵道醫
- 六 朝鮮ニ於ケル監獄ノ藥劑師、鐵道醫及鐵道藥劑師並臺灣ニ於ケル警察醫
- 七 臺灣又ハ關東州ニ於ケル檢疫員及檢疫醫員

宮内職員

第二節 宮内職員

一、宮内職員は、恩給法で認められたる文官、教育職員、待遇職員、軍人等と異つたところの法令に依つて恩給を給せらるるのである。即ち宮内省恩給令に依つて宮内職員としての恩給を給せらるるのである。宮内職員と恩給法上の公務員との在職年の通算關係に付ては、相互に通算せらるることになつてゐるので、文官より宮内官に又は宮内官より文官に轉じた場合には、夫々前後の在職年を通算して恩給を給せられ、又宮内職員の普通恩給を有する者が文官

に再就職した場合、又は文官としての普通恩給を有する者が宮内職員に再就職した場合には再任に依る改訂恩給を受くることが出来るのである。然らば宮内職員とは如何なるものを指すかと云ふに、宮内省恩給令第十七條に依れば

「本令ニ於テ宮内職員トハ宮内官並皇宮警手及勅裁ヲ經テ宮内大臣ノ指定スル其ノ他ノ判任待遇職員ヲ謂フ但シ女官及俸給ヲ給セサル官職ニ在ル者ハ此ノ限リニ在ラス」と規定せられて居る。

二、茲に注意を要すべきは、宮内官たる學習院の職員と教育職員との在職年の通算關係である。大正十二年九月三十日以前にあつては兩者は相互に通算關係を認められて居なかつたが、大正十二年十月一日以後に於ては其の通算關係を認められるに至つたのである。而して更に昭和八年の改正法施行後は教育職員は獨り學習院の職員ばかりでなく宮内省恩給令に依つて認められたところの宮内職員と互に通算關係を認めらるるに至つたのである。詳細は在職年の通算關係を説明する際に譲る。(第二編第一章參照)

舊法時代の
於ける學
院職員と
教育職員
との通算
關係

恩給権

第五章 恩給権

恩給権の意義及性質

第一節 恩給権の意義及性質

恩給法第一條

一、恩給権の意義に付ては種々に解されて居て、行政法の學者は官吏の権利として説明を爲すを例として居る。其の見解の主なるものは、(1)具體的恩給請求権で、官吏が一定の要件を具備して退官又は退職したときに生ずる具體的請求権であると解するもの、(2)具體的請求権と異り、官吏の在職中に有する権利なりと解するもの等があるが、(1)の見解が正しいのではないかと思ふ。官公吏(恩給法では公務員)は在職中は恩給を給せられるところの資格を有しては居るが、在職中に恩給を請求する権利は有してゐないのである。即ち恩給法上の公務員は其の在職中に於ては、單に法定の條件を具備して退職した後に於て恩給を給せられるであらふところの期待権を有して居るのみである。



具體的恩給権が発生するには、公務員或は準公務員が法定要件を具備して退職した後のことである。即ち恩給請求権を有する者は、恩給法上の公務員、準公務員として在職した者及其の遺族であると云ふことが出来るのである。此の點の意義を最も明確に規定して居るものは、「宮内省恩給令第一條」であつて、「宮内職員タリシ者及其ノ遺族ハ本令ノ定ムル所ニ依リ恩給ヲ受クル權利ヲ有ス」と規定して居るのである。

二、恩給権は國家又は公共團體に對して金錢給付(恩給)を目的とする公法上の請求権である。

一、公法上の請求権である。公法たる恩給法に依つて、官吏又は公吏として在職した者が、退職後(終身官にありては所謂退職後に於て)に於て國家又は公共團體に對して有するところの請求権なりと云ふことが出来る。

二、恩給権は恩給即ち一定の金錢の給付を目的とする。年金恩給は金錢を定期的に給付され、一時的恩給は一時的に金錢を給付されるのである。

恩給権の發生要件

第二節 恩給権發生の要件

公務員として在職すること

所定の条件を具備すること

俸給を受くること

適法の退職なること

一、恩給を受くる権利は如何にして発生するか、其の一般的要件を述べれば次の通りである。

- (1) 恩給法上の公務員として在職すること。恩給を給せられることの出来る官職に就くことを要する。換言すれば恩給法上の公務員として就職せねばならぬ。しかし官職に就くことあるも、恩給法上之を公務員として認められて居なければ恩給を受くる資格がないのである。
- (2) 一定の年限在職するか又は公務の爲傷痍を受け不具瘵疾となつた事實の存在することを要するのである。
- (3) 俸給を受くることを要するのである。無給の官公吏又は無給の期間は恩給を受くる資格より除外されることになるのである。
- (4) 適法の退職を必要とする。所謂失格原因なくして退職することを要するのであつて、(1) — (3)の要件を具備することあるも、失格原因あるときは恩給を受くる権利は発生しないのである。而して其の失格原因とは次の通りである。(恩給法五十一條)

失格原因

イ、懲戒、懲罰又は教員免許状褫奪の處分に因り退職したるとき

行政處分の結果に依る失格原因である。懲戒、懲罰とは官吏、官吏待遇者が其の職務上の義務に違反し又は職務を怠りたる時及職務の内外を問はず官職上の威嚴又は信用を失ふべき所爲ありたる時に加へられるところの制裁である。懲戒の種類は譴責、減俸、免官(待遇官吏にありては免職)に分つことが出来るが、減俸及譴責の處分あるも恩給を受くる資格を失ふことはないが、免官或は免職の處分を受けたときは恩給を受くる資格を失ふのである。又教員免許状褫奪の處分は教員免許状を有する者が不正の行爲及其の他教員としての體面を汚辱するの所爲があり且つ其の情狀重しと認められたるときに於し、其の免許状を下附したる文部大臣又は地方長官が該免許状を褫奪する處分行爲であつて其の結果退職するに至りたる場合には恩給を受くるの資格を失ふのである。

ロ、在職中陸軍刑法若くは海軍刑法に依り死刑、懲役若くは一年以上の禁錮の刑に處せられ又は其の他の法令に依り禁錮以上の刑に處せられたる

とき

刑事處分の結果に依る失格原因を掲げられたるものであつて、在職中軍人（軍人以外に在りて軍属の如く陸海軍刑法の適用を受くる者）にあつては陸軍刑法又は海軍刑法に依り死刑、懲役若くは一年以上の刑に處せられたるとき其の他の公務員は刑法其の他の法令に依り禁錮以上の刑に處せられたときは、恩給を受くるの資格を失ふのである。

刑法又は其の他の法令に依り處刑せられた場合には、禁錮以上の刑であれば刑期の長短、罪名の如何を問はぬものであつて、罰金刑、科料等に處せられたときは含まぬのである。

有罪の言渡があり、其の判決が確定すればたとへ刑の執行を猶豫せられたるとき、又は刑の執行猶豫満了のとき、若くは恩赦令に依り復権する如き場合と雖も恩給を受くる資格を失ふことには變りがない。

二、普通恩給發生の要件

普通恩給權の發生要件

一、普通恩給は一定期間在職したることを要件として給せられるところの

年金恩給であり、多分に年功的意味を有するものである。其の一定の在職年限は公務員の種類に依つて異つて居るが、恩給法では次の通りに區別されて居る。

- (1) 文官、教育職員、待遇職員は在職年十七年以上（國務大臣は七年以上）
- (2) 準士官以上の軍人は在職年十三年以上
- (3) 士官以下の軍人は在職年十二年以上
- (4) 警察監獄職員は在職年十二年以上

二、一定の年限在職しなくとも公務の爲傷痍を受け、又は疾病に罹り不具瘵疾と爲つて増加恩給を給せられるときには、普通恩給を併給せられるのである。元來普通恩給を受くる者は公務員に限るのであつて、準公務員だけで退職した場合には給されないのが原則であるが、たゞ準公務員が公務の爲傷痍を受け又は疾病に罹り之が爲退職した場合のみに限り普通恩給を給されるのである。

三、以上の外、前に述べた一般的要件を具備することを要するのである。

三、増加恩給權發生の要件

一、増加恩給は公務の爲傷痍を受け又は疾病に罹り不具廢疾となり退職したる者、若くは公務の爲傷痍を受け疾病に罹り退職後一定の期間内に不具廢疾となりたる者に對して普通恩給と共に給せられる年金恩給である。其の權利發生の要件を述べれば次の通りである。

- (1) 恩給を給せられることの出来る官職に在職することを要す。
- (2) 公務に因り傷痍を受け、之が基因となつて不具廢疾となりたることを要す。公務員の職務關係と傷痍とは因果關係の存することを必要とする。公務員が私的關係の爲に傷痍を受けた場合例へば水泳中に溺死するとか、登山中遭難に依り傷痍を受けたる如き場合に於ては「公務の爲傷痍を受けた」とは云へないのである。公務員が其の職務を執行するに際して傷痍を受けた場合でなければならぬ。因果關係ありや否やは具體的事實に付裁定官廳の認定に依つて決せられる事柄に屬するが、少くとも公務員の職務と傷痍とは客觀的に觀て

適當の條件ありと認められるものでなくてはならぬのである。

斯の小野訓導、松本訓導又は關西地方の風水害の際に於ける二十餘名の殉職教員の行爲は何れも公務の爲傷痍を受け之が基因となつて死に至り、又は不具廢疾となつたものと云ふことが出来る。即ち兒童の危難を救助するに當り危険の存することを豫斷し得るに拘らず身を挺して其の職に殉じたものであつて、其の行爲は軍人が戰場の花と散る場合と何等異るところはないのである。増加恩給を給與せられる理由も亦これに存するのである。即ち其の尊い行爲に對し又は其の蒙れる精神的肉體的の損失に對し國家は慰籍を加味した補償を爲さねばならぬであらふ。是が増加恩給の制を設けられた所以である。

(3) 失格原因なくして退職することを要する。失格原因の何たるかは前に述べたるところを参照せられたい。

二、増加恩給を給さるゝ者の範圍は、普通恩給よりも廣いことは既に述べた通りである。即ち普通恩給は軍人、文官、教育職員等の如く所謂恩給法上の

公務員に限り給與されるのが原則であるが、増加恩給は準軍人、準文官、準教育職員の如き制限的恩給性を有する者に對しても給されるのである。元來之等の準公務員は年功に依る普通恩給を受くる資格はないのであるが、公務傷痍が基因となり不具癱疾となつたときには、普通恩給と増加恩給とを併給されるのである。

三、増加恩給は普通恩給年限に達しなくとも普通恩給と共に併給されるのである。此の點は後に恩給金額に付述ぶるに當り説明しやう。

四、傷病年金權發生の要件

傷病年金權發生要件

一、傷病年金の制度は昭和八年の改正恩給法に於て初めて設けられたのであつて、公務の爲永續性を有する傷痍を受けたるも、不具癱疾の程度に達しないが、勅令の定めたる範圍内にあるときに於て給されるところの年金恩給である。而して其の權利發生の要件を掲ぐれば次の通りである。

- (1) 公務の爲永續性を有する傷痍を受け又は疾病に罹りたることを要す。
- (2) 不具癱疾の程度には至らないが、其の疾病が勅令の定める程度に達す

ること。

(3) 傷病の爲其の職務に堪へずして一年内に退職するか、又は下士官以下の軍人にして退職後一年内に之が爲に一種以上の兵役を免ぜられたることを要す。

(4) 失格原因なくして退職したることを要す。

公務員及準公務員が、公務の爲傷痍を受け又は疾病に罹つた場合に於て、其の機能障害の程度が不具癱疾の程度に達するときは前に述べた如く増加恩給及普通恩給を併給されるのであるが、其の障害の程度が不具癱疾の程度に達しないときには、昭和八年の改正法施行前にあつては下士官以下の軍人を除く他の公務員に對しては恩給法上何等の恩惠をも受けて居なかつたのであるが、改正法に於ては、不具癱疾の程度に達しなくとも比較的重いものに付ては獨り下士官以下の軍人に限ることなく、他の一般公務員に對しても年金たる傷病年金を給される様にしたのである。尙又傷病の程度の軽いものに對しては從來通り、下士官以下の軍人に限り一時金たる傷

病賜金を給されるのである。

二、傷病年金は、増加恩給の如く必然的には普通恩給と併給されるのではない。たと公務員の在職年數に應じて、夫々普通恩給又は一時恩給とを併給されることが出来るのである。

三、傷病年金を受くる者の範圍は、増加恩給を給せられる場合と同様準公務員に迄及ぶのである。

五、一時恩給権發生の要件

一、一時恩給を受くる権利が發生するには、次の要件を具備せねばならない。

- (1) 恩給を受けることの出来る官職に就くこと。
- (2) 引續き一定の期間在職すること。

一時恩給は、三年以上在職したるも未だ普通恩給年限に達しないで退職した者に給せられるところの一次的恩給である。昭和八年改正法施行前にあつては、一年以上在職してさへ居れば一時恩給を給されたのであるが、改正法では之を三年に延長したのである。而して之の最短年限は公務員の

一時恩給権
發生要件

傷病賜金権
發生要件

種類に依り區別されることなしに一樣に三年以上としたのである。

引續き三年以上在職することを要する。三年未滿の杜絶れた在職年が多數あつて、之を合算するときには三年以上に及ぶも一時恩給を受くる権利は發生しないのである。

- (3) 失格原因なくして退職したことを要するのである。

六、傷病賜金權發生の要件

傷病賜金は下士官以下の軍人にのみ給せられるところの一次的恩給である。其の權利發生の要件を擧ぐれば次の通りである。

- (1) 下士官以下の軍人であること。
- (2) 公務傷病を受け又は疾病に罹りたること。
- (3) 傷病年金を受くる程度に達せざること。
- (4) 公務傷病に依り退職するか又は退職後一年内に之が爲に一種以上の兵役を免ぜられたること。

七、扶助料權發生の要件

扶助料權發
生要件

以上述べたところは公務員及準公務員に給せられる恩給のことであるが、元來恩給は公務員の退職後に於ける生活資料として給せられるのであるが、扶助料は恩給とは趣を異にして居り、扶養者を失つた遺族に對して爲される所謂扶助の意味を有する恩惠的な制度ではなからふかと思ふ。現行恩給法上に於ける扶助料は、年金的扶助料と一時的扶助料の二種に分れて居る。

一、年金たる扶助料權發生の要件

年金たる扶助料は、公務員又は準公務員が退職したとすれば普通恩給を受ける權利が發生することが出来る場合に在職中死亡した場合、又は既に普通恩給を受けて居る者が死亡した場合に給せられるものと、既に年金たる扶助料を有する者が失權したときに次順位者に給せられる場合がある。先づ新に扶助料權の發生する場合より説明しやう。

(1) 普通恩給を受くる資格を有したる公務員又は準公務員が死亡したとき、既に普通恩給を受けて居た者が死亡したときに給せられる扶助料權の發生要件は次の通りである。

年金たる扶助料權發生要件

(イ) 死亡と云ふ事實を退職したものとすれば之に普通恩給を給される

ことの出来る公務員及準公務員が、在職中死亡したとき即ち、

A、普通恩給を給與さるべき年限に達した公務員及準公務員が在職中死亡したとき。

B、公務員及準公務員が公務傷病に因り死亡したとき。

(ロ) 既に普通恩給を受けて居た者又は普通恩給請求權を有したる者が死亡したとき。

(2) 既に扶助料を受けて居る者が死亡したり、未成年の子女が成年に達したと同等に依つて扶助料權が失はれた場合には、次順位者は先順位者の受けて居たものと同一の扶助料を給されるのである。

二、一時扶助料權發生の要件

一時扶助料には、恩給法第八十一條に規定するものと、同法第八十二條に規定するものとの二種類がある。

(1) 恩給法第八十一條に規定するところの一時扶助料權は次の條件を具

一時扶助料權發生要件

備することに依つて發生する。

(イ) 公務員又は準公務員が死亡し、其の遺族が年金たる扶助料を受けられる場合であること。

(ロ) 公務員又は準公務員の兄弟姉妹以外に扶助料を受くる者の無いこと。

(ハ) 其の兄弟姉妹が未成年又は不具癡疾である爲他に生活資料を得るの途なく、且つ之を扶養する者の居ないとき。

(2) 恩給法第八十二條に規定する扶助料権は左の場合に發生する。

(イ) 公務員が三年以上在職し未だ普通恩給を受くる年限に達せずして在職中死亡したとき。

本條の一時扶助料は、公務員が退職したものとすれば一時恩給を給せられるのであるが、在職中死亡したことに依り一時扶助料に轉給されたのである。

(ロ) 死亡に因つて他の扶助料を給されざること。

恩給權の消滅

年金恩給權の消滅原因

公務疾病等に依り年金たる扶助料を受くることなきを要するのである。

(ハ) 公務員に遺族の存することを要す。

其の遺族の範圍は後に説明する。

第三節 恩給權の消滅

恩給權の消滅原因は、年金たる恩給權の一般的消滅原因、即ち狹義の恩給權(普通恩給權、増加恩給權、傷病年金權)及扶助料權に共通の消滅原因と扶助料權だけの消滅原因の二がある。

一、年金恩給權の一般的消滅原因(恩給法第九條)

年金たる恩給を受くる權利を有する者は、左の各號の一に該當するときは其の權利を失ふのである。

(1) 恩給を受くる者が死亡したるとき。

(2) 恩給を受くる者が死刑、又は無期若しくは二年を超ゆる懲役、若しくは禁錮の刑に處せられたるとき。

- (3) 恩給を受くる者が国籍を失つたとき。
- (4) 在職中の職務に關する犯罪（過失犯を除く）に因り禁錮以上の刑に處せられたとき、但し犯罪が普通恩給を受けた後に爲されたものであれば、其の再就職に因つて生じた権利のみが消滅することになる。
- (1) の何たるやは説明の要もないであらふ。
- (2) 刑罰に依る失権は、從來は六年以上の懲役者又は禁錮の刑に處せられた場合であつたが、昭和八年の改正法は其の程度を、二年を超ゆる懲役若しくは禁錮としたのである。刑の執行猶豫を爲し得る限度までにしたのであらふ。刑に處せられたときは、判決の言渡しがありたるのみを指すのではなく、其の判決の確定したときと言ふ意である。一旦判決が確定し恩給権が消滅すれば、後日恩赦等で二年以下に減刑されることがあつても、其の消滅した恩給権は回復する様なことはないのである。
- (3) の国籍を失ふとは、日本臣民たる身分を失ふときであつて、恩給は日本臣民であると云ふことを前提の下に國家より給されるものであるから、

我國の国籍を失つた者が恩給権を失ふのは當然のことであらふ。

- (4) は昭和八年の改正法に依つて初めて認められた制度である。從來は退官退職後に於て職務犯罪に依り有罪の判決があつても、其れが六年以下の懲役若しくは禁錮に處せられた場合には恩給権を失ふことはなかつた。斯くては職務犯罪其のものゝ性質上妥當を缺く様な状態であつたのを改正法で新に規定したのである。職務犯の代表的なものは瀆職罪である。刑の執行猶豫の言渡しがあつた場合には如何と云ふに、瑕疵なく執行猶豫期間を終了すれば、刑の言渡しのなかつたことゝ同様な結果となり恩給権は復活するのではないかと考へる人もある様だが、法文中にも明かに、「刑ニ處セラレタルトキ」と云つて居るので、禁錮以上の刑の言渡しがあり、夫れが確定すれば恩給権は消滅するのであり、刑法第二十七条は斯る事柄をも保障するものとは解すべきではなからふ。
- だが茲に注意すべきは、曾て普通恩給を受けた者が再就職し、其の後に職務犯を犯した場合には、後に生じた権利のみが消滅するのである。例へ

ば年額五百圓の普通恩給を受けた者が再就職し、年額七百圓の改訂普通恩給を受けた後二度目の在職中に於ける職務に關する犯罪に依り懲役四ヶ月に處せられたときは、前に受けた恩給は消滅することはなく、改訂前の恩給即五百圓の普通恩給を給されることになるのである。

二、扶助料權の消滅原因（恩給法第八十條）

恩給法は扶助料權の消滅原因を第八十條に左の如く列舉して居る。

(1) 遺族が其の家を去つたとき。然し次の様な例外を認めて之等のものは扶助料を給するのである。

A、妻の場合には（イ）夫の屬した家より分家したとき、即ち單獨分家したとき。又は（ロ）遺族たる子にして分家するものに伴つて其の家に入りたるとき、即ち親族入籍を爲したとき。

B、子の場合には（イ）父の屬した家より分家したとき、即ち單獨分家したとき。又は（ロ）公務員若しくは之に準ずべきもの、妻若しくは子にして分家するものに伴ひ其の家に入りたるとき、即ち親族入籍のとき。

扶助料權の
消滅原因

恩給の選擇

恩給請求權の競合

恩給は同一の在職年又は同一の傷痍を理由として二以上の恩給を給與しないことを原則とするのである。二以上の恩給權が発生した場合には恩給法に特別の規定がない限り請求者の自由意志に依つて選擇した方の恩給だけを給するのである。例へば同時に地方事務官と府縣の社會事業主事とを併任して一定期間在職し兩方の官職を同時に退職したときに於ては文官としての恩給

- (2) 妻子又は夫が婚姻したとき。
- (3) 不具癱疾にして生活資料を得るの途なく、且つ之を扶養する者なき理由に依り扶助料を受けて居たものが其の事情が止んだとき。
右の外未成年の子が成年に達したときは當然扶助料權を失ふのである。
（恩給法第七十四條）

第四節 二以上の恩給を併給せらるゝ場合

第一款 恩給の選擇

恩給法第八條

請求権と待遇職員としての恩給請求権とが生ずるのである。斯る場合に於ては恩給請求者をして文官恩給なり待遇職員の恩給なりの中孰れか一つを選択して請求せしむるのである。

設例

- (1) 道府縣立師範學校長として在職十八年に於て退職した様な場合に於ては、文官としての普通恩給権と教育職員としての普通恩給権との二つの普通恩給権が発生して如何にも二つの恩給が給せられさうに思はれる。若し二箇の普通恩給が給與せられるならば同一の在職年に對しては二以上の恩給を給しないと云ふ原則の立前上不合理なことは言を俟たない。そこで恩給法では斯る二箇の恩給請求権が競合した様な場合には其の中の孰れか一方を請求者の選擇に依つて給與することにしたのである。
- (2) 又右の場合公務傷病に因り退職したときは同様に二箇の増加恩給権が競合するのであるが、斯る場合に於ても孰れか一つの増加恩給しか給されないものである。

- (3) 文官として十七年在職し普通恩給を受けた者が、後教育職員として再就職し在職年十七年以上にして退職した様な場合には重ねて教育職員の普通恩給を給する様なことはなく前後の在職年數を合算して一箇の普通恩給を給するのである。尤も茲に一言注意を要するのは、昭和八年改正法施行前即ち昭和八年九月三十日迄に設例の様な經歷を有して退職した者や、又は教育職員以外の公務員(軍人、文官、待遇職員、警察監獄職員)としての普通恩給を受けつつ教育職員として就職して居たものには二つの恩給を給したのであるが、昭和八年十月一日以後に於ては二つの恩給を給しなくなつたのである。尙此の事は教育職員に對する著しい改正であるから後に附則の説明を爲す際に詳述することとする。

- (4) 軍人(將校)として十三年以上在職した者が陸軍大臣として七年以上在職し在職中死亡した者に付ては、其の死亡を退職と假定すれば、軍人としての普通恩給権と、文官としての普通恩給権と、國務大臣としての普通恩給権との三箇の恩給権が想像出來、從つて扶助料も三箇發生するものと想像出

來るであらふ。然し斯る場合と雖も遺族の選擇に依つて一箇の扶助料を給せらるるのである。

(5) 公務員及準公務員又は其の遺族にして恩給法に依る恩給権を有する者が宮内官としても恩給権を有し宮内官としての恩給を給されたときには恩給法に依る恩給は給されないのである。

第二款 恩給の併給

恩給法第四十六條——同第四十七條

同 第五十條

同 第六十六條

- 一、前節に於て述べた如く原則として同一人に對しては二以上の恩給を給せられないのであるが、恩給法に於て特に併給を認められたときに限つて二以上の恩給を給せられるのである。其の場合を擧ぐれば
- 一、普通恩給と増加恩給とは併給を認められる。
- 二、普通恩給と傷病年金とは併給を認められる。

三、傷病年金と一時恩給とは併給を認められる。

四、傷病賜金と普通恩給又は一時恩給とは併給を認められる。

二、昭和八年の改正法實施前に於ては、教育職員の在職年は教育文官を除くの外他の公務員との間には在職年の通算關係を認められなかつたので、軍人恩給を受け更に教育職員として一定期間在職して退職した場合に於ては教育職員としての恩給を給せられ、二以上の恩給を給せられたのである。改正法に於ては之を認めなくなつたのであるが、

一、既に二以上の恩給を併給されて居る者に對する既得權は侵害されることはない。

二、教育職員以外の年金恩給を有する者が、昭和八年改正法施行前より教育職員として再就職し、改正法實施の際即ち昭和八年十月一日現に教育職員として在職して居た者に對しては、其の者が引續き其の官職に在職して改正法實施後退職した場合に於ても、教育職員と他の公務員との在職年の通算關係は認めることなしに更に教育職員に對する恩給を給することゝせ

られたのである。此の點は非常に複雑なので詳細は後の附則の説明の際に譲る。

恩給受給権存否の調査

第五節 恩給受給権存否の調査

恩給法第九條ノ二

恩給法施行令第一條——同第一條ノ四

年金たる恩給を受くる者が死亡、處刑、國籍喪失、婚姻、去家、其の他の理由に依つて恩給を受くるの権利が消滅したるに拘らず不注意若くは故意に依つて届出を怠り、受く可からざる恩給の支給を受けて居る者が往々あるであらふ。斯る場合に於て支給應が之を回收する爲めには手續の上に煩雜なるのみならず、故意に依る場合は別問題として、不注意に依る場合には事情に依つては一時に回收するには情に忍びないものがあるであらふ。

昭和八年の改正法は斯ることを未然に防止しやうとして、新に恩給受給権存否の調査に關し規程を設けたのである。恩給法第九條ノ二、同法施行令第一條乃至第一條ノ四、恩給給與規則第三十四條ノ二が即ち夫である。其の概要を述

調査事項

ぶれば次の通りである。

提出書類

- 一、恩給受給権存否の調査は、受給者の身分關係の變動の有無即ち死亡、國籍喪失、去籍、妻、子、夫の婚姻等の事實なきや否やに付いて行はれ、尙遺族たる夫又は成年の子が、不具廢疾にして生活資料を得るの途なく且つ之を扶養する者なきことを條件として扶助料を給せられて居る者に付ては、當該事情の繼續の有無をも調査されることになつて居るのである。
- 二、受給者は左の書類を裁定官廳に提出せねばならぬ。
 - イ、恩給受給権調査票

恩給受給権調査票

| | |
|------------|--------|
| 一、恩給證書記號番號 | |
| 一、受給者住所氏名 | |
| 一、受給権調査期月 | 昭和 年 月 |

(備考) 用紙は成る可く半紙四ツ切大又は半切大とすること。

ロ、公務員又は之に準ずべき者及妻は戸籍抄本、妻以外の扶助料権者は戸籍謄本（何れも提出すべき当月又は其前月に作製せられたものに限る）
ハ、一、の後に述べた者は、不具瘵疾を證する診断書及生活資料を得るの途なく且つ之を扶養する者なきことを證する居住地の市町村長又は之に準ずべき者の證明書（提出すべき当月又は前月に作製せられたものに限る）

ニ、書類提出の時期

書類提出の時期

A、文官、準文官、海軍軍人、海軍準軍人、教育職員、準教育職員及待遇職員の恩給受給者は昭和の奇數年の一月（例へば昭和十一年、同十三年の一月）右の遺族たる扶助料を受くる者は、昭和の奇數年の七月（例へば昭和十一年、十三年の七月）

B、陸軍軍人、陸軍準軍人、警察監獄職員の恩給を受くる者は、昭和の偶數年の一月（例へば昭和十年、同十二年の一月）右の遺族たる扶助料を受くる者は、昭和の偶數年の七月（例へば昭和

十年、同十二年の七月）

三、書類の提出を怠たれば、恩給の支給を停止されることがあるから必ず提出期間内に提出せねばならぬ。

未給與恩給承繼

第六節 未給與恩給の承繼

恩給法第十條

恩給法施行令第一條、第二條

一、恩給権者が、未だ恩給の給與を受けずして死亡したるときは、其の者が生存中受くべかりし恩給は、裁定前なりと又は裁定後なりとを問はず其の遺族に給與されるのである。若し其の者に遺族が無いときは其の者の相續人に給されるのである。

二、茲に云ふ恩給権とは普通恩給、増加恩給、傷病年金、一時恩給等の如く公務員及準公務員であつた者が恩給権を有する場合又は扶助料、一時扶助料の如く遺族が有する場合の二を指すのである。

三、遺族の範圍及遺族の順位は、扶助料を給すべき場合と同一である。遺族の

無いときは、死亡者の相続人に給されるのであるが、恩給権者が死亡の當時に於て同一戸籍内に居た者のみに給されるのである。相続人と云ふのであるから死亡者が戸主であつたときは家督相続人、死亡者が家族であつたときは遺産相続人であることは謂ふを俟たぬ。

恩給権の處分禁止

第七節 恩給権の處分禁止

恩給法第十一條

一、恩給を受くるの権利は一身に専屬する権利であり、又恩給給與の目的よりして之を権利者の自由意志に任して、其の讓渡又は擔保の目的物に供することを、禁止すべきである。夫れ故に恩給法は第十一條に於て嚴に斯る行爲を禁じて居るのである。

擔保の意義

二、茲に謂ふ「擔保に供することを得ず。」とは、民法の認める擔保物權たる質權を設定することの出来ないことは勿論であるが、之を回避する手段として世上往々行はれつゝある金銭使用貸借に附隨する特約として、當該債務の完済ある迄は恩給受領の委任契約及恩給證書の寄託契約を解除せざる形式を

とるが如きは、其の目的及性質より推して擔保に供せられたものと何等異なるものでなく、一種の所謂脱法行爲で法規違反である。此の種の行爲は無効の行爲であると云ふことは論を俟たざるところである。参考の爲め主要なる判例を示せば

判例

(1) 民法第六百六十二條ノ適用ヲ除外シ、消費貸借上ノ債務ノ完済アル迄ハ恩給受領ノ委任契約及恩給證書ノ寄託契約ヲ解除セザル旨ノ本件契約ガ右消費貸借上ノ債務ノ履行ヲ確保スルノ目的ヲ以テ該委任契約ニ附帶シテ爲サレタルモノナルコトハ、原審ニ於テ確定シタル事實ナリ、然ラバ則チ該契約ニシテ若シ有效ナリトセンカ、債務者タル被上告人ハ債務完済ニ至ル迄恩給權利者トシテ自ラ該權利ヲ行使スルコト能ハズ、其ノ間債權者タル上告人ハ恰モ質權者ノ如ク右恩給ヲ受クル權利ヲ自由ニ行使シテ、其ノ結果ニ於テ恩給ヲ受タル權利ヲ右債權ノ擔保ニ供シタルト何等擇ブナキヲ以テ、該特約ハ恩給法第十一條ノ趣旨ニ反シ無効ナリト謂ハザルベカラズ。(昭和七年三月二十九日大審院判決)

(2) 本件ハ陸軍恩給證書ノ返還ヲ目的トスルモノニシテ、軍人ノ恩給ハ之ヲ質權ノ目的ト爲シ得ベカラザルヲ以テ、被上告人カ上告人ニ對シ其ノ債權擔保ノ目的ヲ以テ恩給證書ヲ交付シタルガ如キハ、脱法行爲トシテ無効ナルハ論ヲ俟タズト雖モ、其行爲自體公ノ秩序又ハ善良ノ風俗ニ背反スル事項ニ因由スル不法行爲ト謂フベキモノニ非ラザルヲ以テ、右行爲ハ民法第七百八條ノ適用ヲ受クベキモノニアラズ。(大正七年四月十二日大審院判決)

(3) 本件ニ於テ、上告人ガ被上告人トノ間ニ締結シタル扶助料受領ニ關スル委任契約ハ、上告人ヨリ被上告人ニ對スル貸金債權ノ辨濟ニ充當スル爲ニ爲サレタルモノナルコト原判決ノ確定シタル事實ニシテ、從テ右扶助料受領ノ委任ハ委任者タル被上告人ノ爲ノミナラズ、受任者タル上告人ノ利益ヲモ目的トスルモノナリト認ムベシト雖、恩給法第十一條ニハ恩給ヲ受クルノ權ハ之ヲ擔保ニ供スルヲ得ズト規定スルヲ以テ、本件ノ如ク恩給ノ受領ニ關スル委任ガ受恩給者ノ債務ノ辨濟ニ充當スル爲ニ爲サレタル場合

ニ於テハ、其債務ノ完済ニ至ル迄ハ委任ヲ解除セザル旨ノ特約アリタリトスルモ、斯ル特約ノ效力ヲ認ムルコトハ實質的ニハ恩給ヲ受クルノ權利ヲ擔保ニ供スルト異ル所ナキニ至ルヲ以テ、其ノ特約ハ前記恩給法ノ規定ノ精神ニ照シ無効ナリト解スベキノミナラズ、右委任ガ受任者ノ利益ヲモ目的トスルモノナルコトヲ理由トシテ債務ノ完済ニ至ル迄其委任ヲ解除スルコトヲ得ザルモノトセンカ、同ジク右恩給法ノ精神ニ反スルコト明ナルヲ以テ本件ノ如キ場合ニ在リテハ、何時ニテモ其委任ヲ解除スルコトヲ得ルモノナリト解スルヲ相當トス(昭和七年三月二十五日大審院判決)

三、脱法行爲を保護することの要なきは論を俟たぬところであるが、何故に斯る脱法行爲が行はれつゝあるかと云ふことは、社會の新なる事情に基く經濟的必要が從來の禁止法規を不便とするからではなからふか。此の場合債務者である受恩給者が極端に不利益なる契約を敢て爲しつゝあるのは考慮を要すべき問題で、即ち其の反面に於ては必要に迫られて金融の途を受けんが爲ではなからふか。其處で社會政策的立場に於て受恩給者に對する金融の

方法を何等かの形式に於て確立すべきではなからふか。

四、恩給は又差押ふることを禁止して居る。然らば民事訴訟法第六百十八條(註)との調和如何と云ふに、現行恩給法は民事訴訟法よりも後に制定せられて居るので、後法前法の關係で決定せられるものと思ふ。即ち民事訴訟法第六百十八條中に規定せられて居る恩給に關する部分は、現行恩給法第十一條に依つて其の効果を抹殺せられたものと見てよいのである。

然し國稅徵收法又は國稅徵收の例に依る場合には差押ふることが出来るのである。

(註)民事訴訟法第六百十八條

左ニ掲グル債權ハ之ヲ差押フルコトヲ得ズ

第一 法律上ノ養料

第二 債務者ガ義捐建設所ヨリ又ハ第三者ノ應惠ニ因リ受クル繼續ノ收入但債務及其家族ノ生活ノ爲メ必要ナルモノニ限ル

第三 下士兵卒ノ給料並ニ恩給及其遺族ノ扶助料

第四 出陣ノ軍隊又ハ役務ニ服シタル軍艦ノ乗組員ニ屬スル軍人軍屬ノ職務上ノ收

入

第五 文武ノ官吏神職僧侶及公立私立ノ教育場教師ノ職務上ノ收入恩給及其遺族ノ扶助料

第六 職工勞役者又ハ雇員カ其勞力又ハ役務ノ爲ニ受クル報酬

第一號第五號第六號ノ場合ニ於テ職務上收入恩給其他ノ收入ガ一ケ年間ニ三百圓ヲ超過スルトキハ其超過額ノ半額ヲ差押フルコトヲ得

恩給の裁定

第六章 恩給の裁定

恩給法第十二條

同 施行令第三條

一、公務員及準公務員又は其の遺族は、法定の條件を具備するに至つた時は恩給を受くるの権利を取得するのである。而して恩給を受くるの権利を取得した者は、裁定官廳の裁定を経て恩給を給せらるゝことになり茲に初めて具體的の恩給權が発生するのである。

二、恩給の裁定とは、恩給權者より恩給の請求が爲され裁定機關たる裁定官廳に於て、其の請求書に基き権利の存否を審査し恩給權の確認の處分を爲すことを云ふのである。一言にして云へば恩給權の確認の決定を爲す行政處分である。其の權能を有する機關を裁定官廳と云ふのである。

三、恩給法第十二條に依れば「恩給ヲ受クルノ權利ハ勅令ヲ以テ定ムルモノヲ除クノ外内閣恩給局長之ヲ裁定ス」と規定してあり、恩給の裁定は原則と

裁定の意義

裁定官廳

して内閣恩給局長が爲すのであるが、或る特殊のものに限り他の機關をして裁定を爲さしむるのである。裁定官廳の種類及其の機能は勅令即ち恩給法施行令第三條に明記してあるから茲には説明を略して置く。

四、裁定官廳は、恩給の請求書類を受附けたときは直ちに審査を爲すのである。審査は先づ第一に形式に付いて行はれるのである。即ち請求書類に不備の點なきや否やを精査し、若し不備の點あるときは相當の期間を定め其の不備を追完せしめることが出来るのである。書類が完備してゐるならば速かに内容の審査に取かかるのであるが、内容審査上必要であると認めるならば裁定官廳は請求者又は申請者に出頭を命じ、又は必要なる書類の提出を命ずることが出来るのである。

審査の結果に於て形式内容共に適法であつて恩給を受くる権利ありと認められたときは、年金たる恩給にあつては恩給證書を、一時的恩給にあつては裁定通知書を請求者に交付するのである。

権利者又は關係廳に於て、恩給證書又は裁定通知書に誤謬あることを發見し

たときは、證據書類を添付して其の旨を裁定官廳に通知するのである。此の場合裁定官廳が恩給證書又は裁定通知書に誤謬あることを認めたとときは、訂正の爲必要な手續を執り其の旨を關係官廳を経て權利者に通知するのである。

請求者が裁定官廳の示したる期間内に請求書類の不備な點を追完しない様な場合又は裁定官廳に於て恩給を受くるの資格なきものと認めたとときは、理由を附して恩給の請求を却下するのである。然るに請求者に於て尙ほ恩給を受くるの權利ありと思料するときは、内閣恩給局長に具申して救済を求むればよいのである。

經由廳

五、恩給の審査は請求者より提出したる請求書類に基いて爲すのであつて所謂書面審査である。裁定官廳は請求書類の證據力に付いて一々審査を爲すことは煩雜に堪へないであらふ夫れ故に經由廳なる制度を設けたのである。

然らば如何なるものを經由廳としてゐるか云ふに、原則として公務員及準公務員が所屬して居た官廳即ち本屬長官が夫れである。本屬長官は公務員及準公務員の身分上の進退を取扱ふ官廳であり、公務員及準公務員の在職中に於

ける經歷に付いては良く承知してゐるので請求書類中の證據となるべき點の調査には最も便宜だからである。其處で之等の請求者は先づ請求書類を經由廳に差出すことになるのである。國庫の支辨に屬する恩給中内閣恩給局長の管掌に係る恩給請求に關する經由廳に付いて恩給給與規則第一條に規定して居る。即ち

高等文官、同待遇者、高等文官の試補、軍人及準軍人にあつては所管大臣、判任文官、同待遇者にあつては其の身分進退を取扱ふ廳の長官である。

經由廳に於て恩給請求書を受付たるときは、之を調査して不備の點がないことを確かめた上恩給計算書を作り尙履歷書、證明書其の他添付書類に付いて其の廳に於て證明の出来るものあるときは之が證明を爲して速かに裁定官廳に送付するのである。

若し經由廳に於て恩給請求書類に不備の點あることを認めたる場合には、相當の期間を定めて其の不備の點を追完せしめることが出来るのである。請求者が其の期間内に不備の點を追完しないとき又は經由廳が恩給請求の理由な

きものと認めたる場合には、經由廳は恩給金額の計算書を作製しないで意見書を添付して、恩給請求書類を裁定官廳に送付するのである。茲に注意すべきは經由廳は恩給の請求に對しては如何なる場合にも最終的決定権を有しないのであり常に裁定官廳に於てのみ決定権を有して居るのである。

行政救済

第七章 行政救済

(恩給に關する権利が侵害された場合の救済)

恩給法第十三條——恩給法第十五條

第一節 行政救済の概念

行政救済の
概念

行政機關の處分は常に法規に根據を置かねばならぬ。換言すれば適法の處分であらねばならぬのである。

國家は其存立目的を達成する上に於て、行政機關の處分行爲が法規違反或は公益を害する様なことのない様に注意を拂ひ上級官廳をして監督せしめてゐるのである。然し是とても萬全のものとは言ひ難く、時として行政官廳の處分が違法に私人の権利を侵害したり、又は公益を害する様なことが起るのである。故に國家は斯かる場合違法の處分を受け権利を侵害された者に對し之が救済を求むるの手段を執らせるのである。この制度を行政救済と云ふ。

現行法に於て認められた行政救済には訴願と行政訴訟との二つがあるが、恩

給法では其他に特有の具申と云ふ行政救済を認めてゐる。つまり恩給法上の行政救済としては具申、訴願、訴訟の三つの制度を認めてゐるのである。

具申

第二節 具申

具申に關する規定であるところの恩給法第十三條第一項には次の様に規定してある。

行政上ノ處分ニ依リ恩給ニ關スル權利ヲ侵害セラレタリトスル者ハ處分後一年内ニ内閣恩給局長ニ具申シ其ノ裁決ヲ求ムルコトヲ得
是れが説明を爲せば次の如くである。

一、具申は行政處分に對して爲すのである。行政上の救済の目的は行政處分であることは前述の通りである。夫れ故に權利を侵害せられたとしても行政處分に依らぬものに對しては之を爲すことを得ぬのである。又現實に處分のあつたことを要するのであるから將來處分のあることを豫想して具申を爲すことが出來ぬのは當然である。

具申の目的である處分は、内閣恩給局長の處分のみではなく、夫れ以外の裁定



官廳、支給廳等の恩給に關係ある行政處分一切を含んでゐるのである。

二、具申を爲し得る者は權利を侵害せられたと爲すものだけであつて、第三者は之を爲し得ないのである。然し代理人をして具申を爲さしむることは差支へないと思ふ。

三、具申期間は處分後一年内である。權利を侵害せられたと目する行政處分のあつた日から一年内に具申書を提出しないときは、事實上權利の侵害ありとするも如何とも救済の途がないのである。

四、具申裁決機關は内閣恩給局長である。而して内閣恩給局長の爲した具申裁決は關係官廳を羈束する効果を法律上與へられてある。従つて關係官廳は總て其の裁決に服さねばならぬのである。然し此の裁決に對しては次に述べる様な訴願訴訟の途が開かれてゐるから上級機關の裁決に依つて之を動かし得ることが出来るのである。

第三節 訴願及行政訴訟

一、訴願とは行政處分を爲した官廳の上級官廳に對して救済を求め手段の

訴願

謂である。

恩給法に於ける訴願に付ては恩給法第十三條第一項前段の規定する處である。即ち

訴願期間

前に述べたところの具申の裁決に對して尙ほ不服ある者は裁決のあつた日から六ヶ月内に内閣總理大臣に訴願が出来るのである。

裁決機關

訴願は如何なる手續に依つて之を爲すべきかと云ふことに付ては、恩給法には特別の規定を置いてゐないので結局一般の訴願法に依つて爲すのである。二、訴願は内閣總理大臣に對して提起し其の裁決を受けるものである。訴願を受けた内閣總理大臣は其の裁決を爲すに當り先づ恩給審査會に諮問せねばならぬ。然し恩給審査會は單なる諮問機關であつて、訴願に對する裁決機關は内閣總理大臣である。

訴願裁決の
効果

訴願の裁決があつた時は當事者が拘束を受けることは當然である。其他は具申の効果に付き述べたところと同様である。

行政訴訟

三、既に述べた様に恩給に關する具申裁決に對し不服ある者は、訴願を爲すこ

とが出来るとが、他の一つの行政救済手段として恩給法の認めるものは、行政訴訟である。之に付ては恩給法第十三條第二項後段に規定するところである。即ち

行政訴訟を提起し得る場合は全く訴願を爲し得る場合と同様である。

行政裁判所の組織及手續は一般行政法の研究によることとして之に付ては省略して置く。

茲に注意すべきことは内閣恩給局長の恩給に關する具申の裁決中公務傷病の程度に對しては訴願及行政訴訟を提起することは出来ぬことである。之は事柄の性質上當然そうあるべきであらふ。

恩給の負擔

第八章 恩給の負擔

恩給法第十六條——第十八條

恩給は何人が負擔するのか喚言すれば恩給を支給する主體は如何なるものであるかと云ふに、恩給法は第十六條に恩給負擔の區分を、第十七條に恩給の負擔分擔を、第十八條に地方經濟の納金及國庫交付金に關する事項を規定して居るが、其の概要を述べれば次の通りである。

一、恩給の負擔者

恩給法第十六條の區分に從へば國庫の負擔に屬するものと、府縣に屬するものとに分つことが出来る。即ち

國庫の負擔するもの

恩給の負擔者

- (1) 文官及準文官並其遺族の恩給（國庫より俸給を受けざる文官の一時恩給を除く）
- (2) 軍人及準軍人並其遺族の恩給

地方經濟の負擔するもの

- (3) 朝鮮、臺灣及樺太に於ける公立の小學校、青年學校、幼稚園、盲學校、聾啞學校及小學校に類する各種學校の教育職員及準教育職員並其遺族の恩給
 - (4) 中等程度以上の教育職員及準教育職員並遺族の恩給（一時恩給を除く）
 - (5) 在外指定學校職員及其遺族の恩給
 - (6) 俸給を國庫より支辦する警察監獄職員及其遺族の恩給
 - (7) 俸給を國庫より支辦する待遇職員及其遺族の恩給
 - (8) 官國幣社の神職及其遺族の恩給
- 二、府縣又は之に準すべき地方經濟の負擔するもの
- (1) 國庫より俸給を受けざる文官の一時恩給
 - (2) 朝鮮、臺灣及樺太に於けるものを除くところの公立の小學校、青年學校、幼稚園、盲學校、聾啞學校及小學校に類する各種學校の教育職員並其遺族の恩給
 - (3) 中等程度以上の教育職員の一時恩給
 - (4) 俸給を地方費より支辦する警察監獄職員及其遺族の恩給

(5) 俸給(又は給料)を地方費より支辨する待遇職員及其遺族の恩給(官
 國幣社の神職及其遺族の恩給を除く)

恩給の分擔

二、恩給の分擔

同一人の經歷中には國庫より恩給を受くる官職又は地方費より恩給を受く
 る官職に就職した場合、或は地方費より恩給を受くる官職中にも異つた二以
 上の地方費に跨つた場合があるであらふ。斯る場合には其の者の經歷内容
 に依り各々の恩給給與主體に於て公平に分擔することを要するので所謂恩
 給分擔の問題が生ずるのである。其の事項に付ては、現行法には詳細に規定
 して居るのであるが茲では其の説明は略して置く。

納付金

三、納付金

公務員は之に恩給を給する國庫及府縣其の他の團體に對して、在職中恩給の
 基金として所定の金額を納付するのである。此の外恩給法では個人納金の
 外府縣其の他の地方經濟は一定の金額を國庫に納付すべき義務を負はして
 居る。又市町村立小學校教員の恩給の如く、恩給は府縣より給せらるゝも其

の俸給は市町村より給せらるゝ様な場合には、其の市町村は府縣に對して一
 定の金額を納付する義務を負はされて居る。(國庫は此の場合其の金額の二
 分の一に相當する金額を當該市町村に交付する)

第九章 國庫納金

恩給法第五十九條

同 附則第九條

同 施行令附則第四條

一、公務員は、恩給經費の一部補助の意味に於て、毎月所定の金額を國庫又は府縣等に納付する義務を負はされてゐる。之に付ての規定の概要は次の通りである。

- (1) 文官は毎月其の俸給の百分の二に相當する金額を國庫に納付することを要する。
- (2) 下士官以上の軍人は毎月其の俸給の百分の一に相當する金額を國庫に納付することを要する。
- (3) 教育職員中
イ、内地に於ける公立の小學校、青年學校、幼稚園、盲學校、聾啞學校及小學校

に類する各種學校の教育職員は、其の俸給（本俸及準本俸を合したるもの）の百分の一に相當する金額を其の學校又は幼稚園の所在地を管轄する府縣又は之に準すべき地方經濟に納付することを要する。

ロ、右以外の教育職員は其の俸給（前同様）の百分の二に相當する金額を國庫に納付することを要する。

(4) 警察監獄職員は、之に俸給を給する國庫、府縣其の他の經濟に對して、毎月其の俸給の百分の一に相當する金額を納付することを要する。

(5) 待遇職員は、之に俸給を給する國庫、府縣其の他の經濟に對して毎月其の俸給の百分の二に相當する金額を納付することを要する。

二、昭和八年恩給法改正前には、軍人、内地に於ける初等教員又は警察監獄職員に對しては國庫納金の制はなかつたのであるが、改正後は之等の者に對しても納金の制を設けられるに至つた。而して從來納金の義務の有つた公務員に對しては俸給月額百分の二に相當する金額に増額し、新に其の制を設けられたる公務員に對しては其の俸給月額の百分の一に相當する金額を納付

経過的取扱

せしむる様にしたのである。
但し之等の改正を直ちに施行することは、酷に失するので之に對する経過的取扱を爲して居る。之に付ては恩給法附則第九條及恩給法施行令第四條に規定されてゐる。唯茲に注意を要するのは、附則第九條中に「本法施行後ニ就職シ云々」とあるので、昭和九年四月一日以後新に就職した者は就職の翌月より納金を開始される様に解する者もあるとのことであるが、改正法施行後に新に就職した者は経過的取扱を受けることなく、直ちに恩給法第五十九條の規定に依つて、就職の月より納金すべきものと解す可きであらう。

第二編 公務員の恩給

第一章 在職年

在職年

恩給を受くる権利の發生するには、恩給法上の公務員として、在職することを要するのであつて、此の在職の年月を在職年と云ふのである。恩給権存否の決定及恩給金額を算定するに必要な在職年の計算に關する規定は、恩給法上重要な地位を占めて居る。而して此の在職年は之れを

- (1) 固有の在職年
- (2) 通算に因る在職年
- (3) 加算年
- (4) 減算される在職年
- (5) 除算年

の五種に分類することが出来るのである。以下順次之が説明をなさう。

在職年の種類

固有の在職年

第一節 固有の在職年

固有の在職年とは、本来當然に恩給年限に算入せらるゝ公務員の在職年である。現行恩給法に於ては、公務員の種類の如何を問はず總ての公務員の在職年は、之れを固有の在職年として合算するの途を認められたのである。然るに舊法時代にありては文官、軍人、教育職員等は夫々別個の恩給法規を有して居り、各法規相互間に於て特に通算性を認めたる場合を除くの外は、通算関係を認めなかつたのである。

舊法時代の在職年を計算する場合には、原則として舊法の規程に依つて、計算することゝなつて居るので、恩給審査に關する事項が複雑であると言はれる所にも此の點に存するのではなからうか。

在職年の始期及終期

第一款 在職年の始期及終期

恩給法第二十五條——第二十七條

同 第二十八條第一項

固有の在職年の計算は、就職の月より起算し、退職又は死亡の月を以て終るの

である。従て就職又は退職（又は死亡）の日の如何に拘らず在職年計算は月を基本単位とするのであつて、例へば昭和十年六月三十日に就職し、昭和十三年五月一日に退職した者の在職年は三箇年として計算されるのである。次に就職及退職の意義を説明しよう。

一、就職の意義（恩給法第二十五條）

恩給法上に於ける就職とは左の各號の一に該當する場合を指すのである。

- (1) 文官にありては任官（判檢事、會計檢査院の檢査官等の如き終身官にありては復職も亦就職として取扱はれるのである）
- (2) 現役軍人にありては、任官又は入營若くは入團、非現役軍人にありては、召集に依る部隊編入又は志願に依つて軍人たる勤務に就くこと。
- (3) 教育職員にして官吏たるもの（例へば朝鮮に於ける公立の中學校、小學校の職員の如きもの）にありては任官、其の他の待遇官吏たる教育職員（例へば市町村立小學校訓導の如きもの）にありては任命。
- (4) 警察監獄職員にして官吏たるもの（例へば警部補の如きもの）にありて

就職の意義

文官の就職

軍人の就職

教育職員の就職

警察監獄職員
の就職

は任官、其の他のもの（例へば巡査、看守の如きもの）にありては任命。但し巡査若くは判任官の待遇を受くる消防手が警部補に任ぜられ、又は警部補が巡査若くは判任官の待遇を受くる消防手に就職するときは之れを轉任と看做されるのである。

待遇職員
就職

(5) 待遇職員にありては任命

右の中任官とは官吏に對する語であり任命とは官吏待遇者に對する語である。何れも其の身分關係を發生せしむる國家の行爲を謂ふのである。茲では其の性質等に付ては説明の要もないので省略することとした。

退職の意義

二、退職の意義（恩給法第二十六條）

文官の退職

恩給法上に於ける退職とは左の各號の一に該當する場合を指すのである。

軍人の退職

- (1) 文官にありては免官、退官又は失官（但し終身官たる文官にあつては免官、退官又は失官の外に退職を命ぜられたるときも亦含まれるのである）
- (2) 現役軍人にありては現役を離れること、非現役軍人で召集されたものによりては召集を解除せられたること、又志願に依つて軍人たる勤務に服す

教育職員
退職

警察監獄
職員
退職

- (3) 教育職員にして官吏たるものにありては免官、退官又は失官、其の他の待遇官吏たるものにありては免職、退職又は失職。
- (4) 警察監獄職員にして官吏たる者にありては免官、退官又は失官、其の他の警察監獄職員にありては免職、退職又は失職（但し警部補が他の官職に轉じ又は他の官より警部補に轉じたるときは、之れを退職と看做されるのである。）
- (5) 待遇職員にありては免職、退職又は失職

待遇職員
退職

右の事項は終身官を除いては何れも其の身分關係の消滅する場合であるので恩給法上の在職年計算の終期とされた譯である。

免官

イ、免官

免官とは一定の場合に於て、國家の一方的行為に依つて官吏關係を消滅せしめる事を云ふのである。之れには官吏自身の意思に基いて（即ち願出に依つて）なされる場合と、本人の意思に基かずしてなされる場合の二がある。（註一）

免職

ロ、免職

免職とは待遇官吏に對する語であつて、官吏の場合に於ける免官と同一意義を有するのである。（註二）

退官

ハ、退官

退官とは一定の事實の發生したるときに於て、法律上當然に官吏關係の消滅を來す場合をいふのである。其の事實とは休職満期、廢官、廢廳であつて、此の場合には辭令を用ひず當然退官となるのである。（註三）

退職

ニ、退職

退職とは待遇官吏に對する語であつて、官吏の場合に於ける退官と同一意

失官

ホ、失官

義を有するのである。たゞ學校職員にありては、廢職又は休職期間の満了に依つて當然退職となるのである。（註四）

失官とは官吏たる者が死刑、懲役若は禁錮の刑に處せられたるときに於て、其の官を失ふ場合をいふのである。（註五）

失職

ヘ、失職

失職とは官吏待遇者に對する語であつて、全く官吏の失官の場合と同一意義を有するのである。

小學校教員にありては、免許狀が其の效力を失ふに至つたときは其の職を當然失ふことになつて居る。又公立學校職員にありては、公立學校職員分限令第四條中に「禁錮以上ノ刑ニ處セラレタル場合ニ於テハ當然退職者トス」と規定してあるが之れは失職の謂なりと解してよろしいと思ふ（退官、退職の語中に失官、失職を含めて廣義に解する場合もあらう）

解職

ト、解職

解職とは其の職を解かれる場合を言ふのであつて、學校職員に付ては在外指定學校職員のみ用ひられてある語で、内地に於ける學校職員の退職又は失職に相當するものである。(註六)

(註一、三) 文官分限令

第二條 官吏ハ刑法ノ宣告懲戒ノ處分又ハ本令ニ依ルニ非サレハ其ノ官ヲ免セララルコトナシ

第三條 官吏左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ其ノ官ヲ免スルコトヲ得

- 一 不具、癡疾ニ因リ又ハ身體若ハ精神ノ衰弱ニ因リ職務ヲ執ルニ堪ヘサルトキ
- 二 傷痍ヲ受ケ若ハ疾病ニ罹リ其ノ職ニ堪ヘサルニ因リ又ハ自己ノ便宜ニ因リ免官ヲ願出タルトキ

三 官制又ハ定員ノ改正ニ因リ過員ヲ生シタルトキ

(第二項略ス)

第四條 官吏ハ廢官若ハ廢職ノ場合ニ於テハ當然退官者トス

第五條 第十一條第一項第三號及第四號ニ依リ退職ヲ命セラレ滿期ニ至リタルトキハ當然退官者トス

(註二、四、六)

小學校令

第四十八條 市町村立小學校長及教員職務上ノ義務ニ違背シ若クハ職務ヲ怠リタルトキ又

ハ職務ノ内外ヲ問ハス體面ヲ汚辱スルノ所爲アリタルトキハ府縣知事ニ於テ懲戒處分ヲ行フ其ノ處分ハ譴責、減俸及免職トス

第四十九條 小學校教員免許狀ヲ有スル者左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ免許狀ハ其ノ效力ヲ失フ

- 一 禁錮以上ノ刑ニ處セラレタルトキ
- 二 破産ノ宣告ヲ受ケタルトキ

小學校教員免許狀ヲ有スル者不正ノ所爲其ノ他教員タルヘキ體面ヲ汚辱スルノ所爲アリテ其ノ情狀重シト認メタルトキハ文部大臣又ハ府縣知事ニ於テ其ノ免許狀ヲ褫奪ス

小學校令施行規則

第二百二十六條 市町村立小學校正教員左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ府縣知事ハ之ニ退職ヲ命スルコトヲ得

- 一 不具癡疾ニ因リ又ハ身體若ハ精神ノ衰弱ニ因リ職務ヲ執ルニ堪ヘサルトキ
- 二 傷痍ヲ受ケ若ハ疾病ニ罹リ其ノ職ニ堪ヘサルニ因リ又ハ自己ノ便宜ニ因リ退職ヲ出願シタルトキ

三 退職者復職シタル爲其ノ代員ヲ要セサルトキ

第二百二十七條 第二百二十二條又ハ第二百二十六條ノ事由ニ因ラスシテ退職又ハ退職ヲ命スル必要アリト認メタルトキハ府縣知事ハ文部大臣ノ指揮ヲ受ケ特別ノ處分ヲ爲スコトヲ得

第一章 在職年

但シ休職ノ場合ニ於テハ豫メ期間ヲ定メテ具申スルコトヲ要ス

第二百二十八條 市町村立小學校正教員左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ當然退職者トス

一 當該學校ノ廢セラレタルトキ

二 休職期間満チタルトキ

第二百二十九條 市町村立小學校教員ニシテ免許狀褫奪ノ處分ヲ受ケ又ハ其ノ免許狀ニシテ效力ヲ失ヒタルトキハ當然其ノ職ヲ失フ

公立學校職員分限令

第二條 公立學校教員ハ勅令ニ別段ノ規定アル場合ヲ除クノ外本令ニ依ルニ非サレハ其ノ職ヲ免セラルルコトナシ

第三條 公立學校職員左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ其ノ職ヲ免スルコトヲ得

一 不具癡疾ニ因リ又ハ身體若ハ精神ノ衰弱ニ因リ職務ヲ執ルニ堪ヘサルトキ

二 傷痍ヲ受ケ若ハ疾病ニ罹リ其ノ職ニ堪ヘサルニ因リ又ハ自己ノ便宜ニ因リ免職ヲ願出テタルトキ

三 學校編制ノ變更ニ因リ過員ヲ生シタルトキ

(第二項は略す)

第四條 公立學校職員ハ廢職若ハ廢校ノ場合又ハ禁錮以上ノ刑ニ處セラレタル場合ニ於テハ當然退職者トス

第五條 第八條第一項第三號乃至第五號ノ規定ニ依リ休職ヲ命セラレ又ハ第八條第二項ノ

規定ニ依リ休職ト爲リ滿期ニ至リタルトキハ當然退職者トス

在外指定學校ノ指定ニ關スル規定

第九條 在外指定學校職員ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ當然其ノ職ヲ解カレタルモノトス

一 教員免許狀褫奪ノ處分ヲ受ケタルトキ

二 禁錮以上ノ刑ニ處セラレタルトキ

三 破産ノ宣告ヲ受ケタルトキ

第十三條 (第一項略す)

休職ノ期間満チタルトキハ當然退職者トス

第十五條 文官ト同一ノ待遇ヲ受クル在外指定學校ノ職員ニシテ職務上ノ義務ニ違背シ若ハ職務ヲ怠リタルトキ又ハ職務ノ内外ヲ問ハス體面ヲ汚辱スルノ所爲アリタルトキハ所管領事官ハ懲戒處分ヲ行フ其ノ處分ハ譴責減俸及免職トス

(奏任文官と同一の待遇を受くる職員の懲戒に付いては文官懲戒令中高等官に關する規定を準用される)

(註五)

刑法施行法

第三十七條 他ノ法律中舊刑法第三十一條又ハ第三十三條ノ規定アル爲メ人ノ資格ニ關シ別段ノ規定ヲ設ケサリシ場合ニ付テハ舊刑法第三十一條及ヒ第三十三條ノ規定ハ人ノ資

第一章 在職年

格ニ關シ刑法施行前ト同一ノ效力ヲ有ス

舊刑法

第三十三條 禁錮ニ處セラレタル者ハ別ニ宣告ヲ用ヒス現在ノ官職ヲ失ヒ其ノ期間公權ヲ行フコトヲ停止ス

退職の理由
と恩給権との
關係

準公務員の
就職及退職

官職を併有
する場合の
在職年計算

茲に一言附加したきは、退職の理由と、恩給権との關係である。既に述べた如く退職の理由は種々に分つ事が出来るのであるが、如何なる理由に基く退職の場合でも、恩給を給されると云ふ譯でなく、失格原因ある退職の場合なるときには恩給を受くる資格がなくなるのである。(詳細は第一編第五章を参照のこと)

三、準公務員の就職及退職

以上述べたる事項の中、文官に關する部分は準文官に、教育職員に關する部分は準教育職員に準用せらるるのである。たゞ準軍人に付ては別段の規定がある、即ち準軍人の就職とは、戦務、戒嚴地境内の勤務又は外國の鎮戍に服する場合をいひ、退職とは、其の勤務を終ることをいふのである。

第二款 官職を併有する場合の在職年

恩給法第二十九條

一、官職の併有とは一人にして同時に二以上の官職に就いて居る場合を云ふのである。例へば奏任官たる師範學校長の身分を有する者が同時に奏任官待遇たる青年學校教員養成所長の身分を有する場合の如きは、何れも獨立せる官職に任ぜられて居り各官職より俸給を受けて居るのであつて、何れも恩給法上の獨立せる公務員であるから其の在職年計算に付ても二箇の觀念が生ずる譯である。斯る場合にあつては何れか有利なる一方の在職年をとつて計算するのであつて、重複して計算することを避けたのである。(註一)

(註一) 昭和八年改正法施行前にありては教育職員と他の公務員との在職年の通算性を認めなかつたので、官職を併有し、しかも其の官職に通算性のなかつた場合例へば公立實業學校長待遇官)と地方技師(奏任官)とを併任して居る場合には二箇の恩給を給されたのであるが改正法は此の恩給の二重給與を廢したのである。

二、茲に注意を要すべきは、兼職(又は兼官)と官職の併有とを混同してはならぬことである。

兼職とは例へば待遇官吏たる公立小學校訓導が公立小學校長を兼任するが如く既に本職(又は本官)を有する者に對して或職(又は官)

併任と兼任
との區別

を兼任せしむるのであつて、兼職に對しては俸給を給されぬのであるから兼職の在職年は恩給法上在職年の計算に入らぬのである。(註二)

(註二) 官職の併任關係に立つのは官吏たる身分と、官吏待遇者たる身分との間でなければならぬ。官吏相互間又は官吏待遇者相互間には併任關係は成立せぬのである。或者は此の觀念を混同して説明して居るが(例へば師範學校教諭と公立の高等女學校教諭との間に併任關係成立すと述べて居る)甚しき謬見である。たゞ官吏相互間又は官吏待遇者相互間には併任關係は併任關係あるのみで即ち何れかの一方が本官(又は本職)であれば他の一方は兼官(又は兼職)でなければならぬ。

在職年の合算

第三款 在職年の合算

恩給法第二十八條第二項、同第三項

一、一旦退職した者が再就職した場合には、前の退職が適法であるならば前の在職年と再就職に依る在職年とは合算されるのである。茲で云ふ再就職とは、二度目の就職のみならず三度目でも四度目でも差支へなく、二回以上の就職を意味するもので、例へば公立の小學校訓導として五年二ヶ月在職し退職した者が、後に公立中學校教諭として十年在職して退職し、更に公立高等女學

校教諭として一年十ヶ月在職して退職したるときは、此の三つの在職年は合算されて其の在職年は十七年となり之れに普通恩給を給されるのである。又大正十二年十月一日以後即ち恩給法施行後の在職年であれば公務員の種類の如何を問ふことなしに合算されるのである。

二、一時恩給の基礎となる在職年

在職年の合算されることは右に述べたる通りであるが、其の在職年を合算しても未だ年金恩給を受くる年限に達しないときには、最後の在職年のみが一時恩給の基礎在職年となるのであつて、前の在職年は合算されぬのである。例へば前に縣視學として五年二ヶ月在職して退職した者が、更に公立の小學校訓導として五年十ヶ月在職の後退職したる場合には、後の公立の小學校訓導の在職年即ち五年十ヶ月に對して一時恩給を給されるのである。之は要するに一時恩給は一箇の在職毎に給されるのであつて、既に一度一時恩給の基礎となつた在職年に對しては再び一時恩給の基礎在職年とはしないのである。此の場合前の退職の際現實に一時恩給を受けたか如何かと云ふこと

一時恩給の基礎となる在職年

には關係なしに合算されぬのである。又三年未滿で退職した者が再就職し更に三年未滿在職して退職したる場合に於て、前後の在職年を合算するときには三年に達することありと雖、之に一時恩給を給さないものである。

三、一時扶助料の基礎となるべき在職年

昭和八年の改正法施行前までは數箇の在職年を合算したるものを基礎として一時扶助料は給されたのであるが、改正法は之れを一時恩給の場合と同様に後の在職年のみを基礎として給することに改めたのである。そこで一時扶助料の在職年の計算は全く一時恩給の在職年の場合と同一である。

四、退職したる同じ月に再就職したるときに於ては、再就職の在職年の計算は其の翌月から起算するのである。例へば文官として在職年十六年十一月で昭和十年九月五日退職した者が、同月六日更に待遇職員に就職したるときには、後の待遇職員の在職年は昭和十年十月より計算されるのであつて、昭和十年九月より計算するのではなく、同一月に於ける在職年の重複計算を爲すが如き不合理を避けたのである。

一時扶助料の基礎となる在職年

退職したる同じ月に再就職した場合の計算

普通恩給年限を異にする公務員相互間の計算

第四款 普通恩給年限を異にする公務員相互間の在職年の計算

恩給法第三十條

普通恩給年限は既に述べたる如く公務員の種類によつて異つて居る。即ち下士官以下の軍人及警察監獄職員は十二年、准士官以上の軍人は十三年、其他の公務員は十七年で普通恩給年限に達するのである。之等の普通恩給年限を異にする公務員相互間の在職年を其のまま通算するときには不合理な結果を來たすこととなるのである。例へば教育職員として十二年在職した者が准士官以上の軍人となつたとすれば、後一年にして軍人としての普通恩給を受けることが出来る様な結果になり、公務員の普通恩給年限に差等を付したことが意義をなさい事になるので、此の調和をはかる爲めに換算規定である恩給法第三十條が設けられた譯である。同規定に依れば軍人又は警察監獄職員の在職年に他の公務員の在職年を通算する場合に於て、准士官以上の軍人に付ては十三年に達する迄、下士官以下の軍人及警察監獄職員に付ては十二年に達する迄は、軍

人又は警察監獄職員以外の他の公務員としての在職年は其の十分の七に相當する割合を以て通算されるのである。此の換算は軍人又は警察監獄職員以外の他の公務員の總在職年をことごとく換算するといふのではなく、換算の結果が軍人又は警察監獄職員としての普通恩給の最短年限に達する迄の在職年を換算されるのであつて、其の残りの在職年はそのまま通算されるのである。

第五款 昭和八年改正法施行前の教育職員と他

の公務員との在職年の通算關係

恩給法第九十條第一項

同附則第十八條——第十九條

同施行令附則第六條

一、昭和八年恩給改正法施行前即ち昭和八年九月三十日以前にありては、教育職員の在職年は教育文官以外の公務員の在職年とは全く通算されなかつたのである。

實は大正十二年十月一日恩給法制定の際、恩給法上の公務員の在職年は種類の

改正法施行
の教育職員
との在職年
の通算關係
と公務員との
在職年の通算

舊法時代に
於ける在職
年

如何を問はず通算するたてまへを採つたのであるが、獨り教育職員だけは特別な事情が存して居たので、所謂恩給法第九十九條の規定に依り當分の間なほ従前の例に依ることになつたのであるが、昭和八年の改正法に於て此の第九十九條は削除されたので初めて教育職員の在職年と、他の公務員の在職年とは相互に通算されることになつたのである。

恩給法第九十九條は既に削除されたとは云へ、改正後未だ日が浅いので、現に在職する教育職員の大部分の在職年は舊法時代に生じたるものが多いであろう。そこで舊法の在職年に關する大要を述べて置かう。

舊恩給法第九十九條

第九十九條 第五十八條ノ規定ハ教育職員及教官其ノ他教育事務ニ従事スル文官ニ付テハ當分ノ内之ヲ適用セズ其ノ退隱料又ハ恩給ノ停止ハ仍従前ノ例ニ依ル但シ教育職員及教官其ノ他教育事務ニ従事スル文官學習院ノ職員ト爲リタルトキハ此ノ限ニ在ラズ
前項ノ規定ノ施行セラレル期間内ニ屬スル教育職員ノ在職年ト教官其ノ

他教育事務ニ従事スル文官以外ノ公務員ノ在職年トハ互ニ之ヲ通算セズ
 仍従前ノ例ニ依ル教育職員ノ在職年ト第四十二條第一項各號ニ掲ゲル在
 職年トノ間ニ付亦同ジ但シ學習院ノ職員トシテノ在職年ニ付テハ此ノ限
 ニ在ラズ

第一項ノ規定ノ施行セラルル期間内ニ文官ヨリ教育職員又ハ教官其ノ他
 教育事務ニ従事スル文官ニ轉任シタル者失格原因ナクシテ退職シ年金タ
 ル恩給ヲ受ケザル場合ニ於テハ文官ノ在職年數ニ應ジ之ニ一時恩給ヲ給
 ス

教育職員ヨリ文官ニ轉ジタル者教官其ノ他教育事務ニ従事スル文官以外
 ノ文官トシテ失格原因ナクシテ退職シタルトキハ教官其ノ他教育事務ニ
 従事スル文官トシテノ在職最終ノ俸給額ニ基キ之ニ恩給ヲ給ス

(1) 元來恩給法第九十九條は、恩給の停止關係と、在職年に付ての二の事柄を規
 定せられて居たのであるが、恩給の停止に付ては恩給の支給に關する説明に讓
 り、茲では主として在職年に關する事柄を説明することとしよう。

教育職員に
 關する舊恩
 給法令

(2) 現行恩給法の制定せらるる以前にありては、教育職員の恩給に關する事項
 は幾多の法令に（附録舊法令參照のこと）に分れて居たのであるが、舊法では教
 育職員を大體初等教員及其他の一般の教育職員とに分けて、之の區別を基礎に
 して恩給法令を制定したのである。即ち

- イ、明治二十三年法律第九十號市町村立小學校教員退職料及遺族扶助料法
- ロ、明治二十三年法律第九十一號府縣立師範學校長俸給並公立學校職員退
 隱料及遺族扶助料法

の二法であつて、其の他に朝鮮、臺灣、樺太等の殖民地に於ける公立の學校職員並
 在外指定學校職員等の恩給法令もあるが、大體何れも右二法を基準にして制定
 されたものである。

舊法の初等
 教員

A、初等教員、初等教員とは

- 一、市町村立小學校の正教員
- 二、公立の幼稚園の保姆にして小學校の本科正教員たる資格あるもの
- 三、公立の實業補習學校の教諭、助教諭及其の資格ある學校長

- 四、樺太に於ける廳立又は公立の小學校の正教員
- B、初等教員以外の公立學校職員、此の學校職員とは、A、に掲けたる以外の公立學校職員であつて、
- 一、公立の大學職員にして判任官以上の待遇を受くるもの
 - 二、公立の専門學校職員にして判任官以上の待遇を受くるもの
 - 三、公立の高等學校職員にして判任官以上の待遇を受くるもの
 - 四、師範學校長及公立の中等程度學校職員にして判任官以上の待遇を受くるもの
 - 五、公立の各種學校職員にして判任官以上の待遇を受くるもの
 - 六、公立の圖書館職員にして判任官以上の待遇を受くるもの
 - 七、朝鮮に於ける公立學校職員にして國庫より俸給を受けざるもの
 - 八、臺灣に於ける公立の學校職員にして國庫より俸給を受けざるもの
 - 九、在外指定學校の學校長、教諭、助教諭、訓導、舍監及書記
- (3) 右に掲げたる職員の在職年は相互に通算性を認められ、又之等の職員の在

職年と教育文官の在職年とは相互に通算されたのである。而して茲に謂ふ教育文官とは

- A、官立學校職員
- B、官立圖書館職員
- C、文部省官吏
- D、教育事務従事の北海道、府、縣、郡、島廳、朝鮮總督府、朝鮮總督府道府郡、臺灣總督府、臺灣總督府州廳郡市、樺太廳、關東廳又は南洋廳の文官
- E、臺灣公立の學校職員にして國庫より俸給を受くるもの

を指し、之等教育文官は元來文官であるので、文官としての恩給を受くることの本體ではあるが、教育職員の在職年月數と通算性を認められ教育職員としての恩給を給されたのである。

(4) 教育文官、教育職員の範圍如何と云ふ問題に付ては、從來屢々質疑を生じたものである。参考の爲め次に之等の取扱例の重なるものを掲げて置かう。

▲ 教育事務に従事する文官の種類に關する件(文部省伺定)

一般行政を司掌する郡長知事等の官吏は退隠料支給に關し之を教育事務に従事する文官とは認むるを得ざるも右官廳の下に教育並に其の他の事務に従事する官吏は（例せば郡書記にして教育事務の外勸業衛生等の事務を管掌せる課長の如き者）之を法に所謂教育事務に従事する文官と認む。

▲ 教育事務の一部を分擔せし者は教育事務従事の文官とす（文部省回答）
教育事務専務の官吏にあらざるも其の一部を分擔せし者ならば尙教育事務従事の文官と認む。

▲ 公立學校准教員の書記舎監兼務年數は退隠料等支給上の年數に算入方（文部省回答）
公立中學校等の准教員在職者より書記又は舎監を兼務する者は其の兼務中の年月數は公立學校職員退隠料等支給上に要する在職年數に算入せらるべきものに候哉果して然りとせば其の兼務に加俸ある場合には明治二十三年法律第九十一號第十六條第三項に含まざるものとし加俸に對する

教育事務の
一部を分擔
せし者

公立學校准
教員が舎監
等兼務した
る場合の在
職年數を算
入する

小學校准教
員養成所職
員の在職年

海員養成所
職員在職年

神宮皇學館
職員在職年

百分の一を納金せしむべきやの間に對して右總て見込通とす。

▲ 郡費を以て設置したる小學校准教員養成所職員恩給等取扱方（文部省回答）

郡費を以て設置せられたる小學校准教員養成所職員は公立學校の教員として任命し恩給等の關係に於ても凡べて同様取計可然哉の照會に對し見解の通と指令せり。

▲ 府立高等海員養成所は公立學校と看做す（文部省省議決定）

大阪府立高等海員養成所は公立學校と看做し退隠料等の支給上其の在職年月數を通算す。

▲ 神宮皇學館職員在職年月數は通算することを得ず（内閣回答）

神宮皇學館職員在職年月數は官吏恩給法上通算せらるべき哉退隠料支給上承知致度との文部省照會に對し右は政府より俸給を受けざる官吏と存ぜられ候に付其の在職年月數は官吏恩給法上通算せざる旨回答せり。

（註）舊法では右の如く神宮皇學館の職員は恩給法上の公務員として取扱はれなかつたが新法

では恩給法施行令第六條に依り文官として取扱はれることとなつたので大正十二年十月一日以後の在職年は教育職員の在職年と相互に通算されることとなつたのであるが、夫れ以前の神宮皇學館職員の在職年と教育職員の在職年との通算性に付ては多少の疑問があらう。

水産講習所
及工業講習所
職員
の在職年

▲ 講習所職員は退隠料法上官立學校の種類に包含す(文部省回答)
當省所管水産講習所及蠶業講習所は明治三十二年勅令第二百號第二條第一項第二號に包含する義に有之候哉との農商務省照會に對し講習所職員の儀は三十二年勅令第二百一號第二條第一號に當ると回答す。

朝鮮總督府
工業傳習所
職員
の在職年

▲ 工業傳習所職員は官立學校職員と看做す(文部省回答)
明治四十五年勅令第三十六號に依る工業傳習所は其の内容に於て一般工業學校と異なる所なし隨て同所の職員は之を三十二年勅令第二百一號第二條第一號の官立學校教員若くは同條第三號に當る官と看做し差支なきやの朝鮮總督府照會に對し工業傳習所職員は三十二年勅令第二百一號第二條第一號に當ると回答す。

朝鮮總督府
濟生院職員
の在職年

▲ 朝鮮總督府濟生院職員を官立學校職員と看做す件(内閣恩給局回答)
明治四十五年勅令第四十三號に依る本府濟生院は其の内容に於ては官立

學校と何等異なる所なきを以て同院職員は之を明治三十二年勅令第二百一號第二條第一號の官立學校職員と看做し差支なき哉の朝鮮總督府照會に對し同院職員は公立學校職員退隠料等の給與に關し之を明治三十二年勅令第二百一號第二條第一號の所謂官立學校職員と看做し其の在官年數を通算するを得べしと回答す。

臺灣總督府
工業講習所
職員
の在職年

▲ 臺灣總督府工業講習所は官立學校と認む(文部省省議決定)
臺灣總督府工業講習所は退隠料支給上官立學校と認む。

海軍技手養成所
職員
の在職年

▲ 海軍技手養成所は官立學校と認む。(文部省省議決定)
海軍技手養成所は官立學校と認め其の職員は公立學校職員の在職年數に通算し退隠料等の支給を爲す。

恩給法第九
十九條の創
除の結果

三、恩給法第九十九條の規定の削除されたる結果に於ける教育職員の在職年と他の公務員の在職年との通算關係に付ては次の通りである。

恩給法施行
前の在職年

(1) 恩給法施行前即ち大正十二年九月三十日以前の教育職員と、同日以前の他の公務員との在職年の通算關係は、従前の規定に依つて決定されるので

恩給法施行の際に在職経過の取扱

恩給法施行後の在職年

改正恩給法施行の際に在職経過の取扱

ある。換言すれば大正十二年九月三十日以前に於ける教育職員と他の公務員との在職年は、教育文官を除くの外通算されぬのである。

(2) 然るに大正十二年十月一日恩給法施行の際現に在職して居たる者に付いては、其の在職に引續いた在職年に限り大正十二年九月三十日以前の在職年と雖教育職員と他の公務員の在職年とは、公務員の種類を問はず相互に通算されるのである。

(3) 大正十二年十月一日以後の教育職員の在職年は、同日以後の他の公務員（公務員の種類の如何に拘らず）の在職年と相互に通算す。

(4) 曾て（大正十二年十月一日以後）恩給法第九十九條の規定に依つて同法第五十八條の規定の適用を受けなかつた者の在職年及昭和八年改正法施行の際従前の規定に依つて引續き恩給法第五十八條の規定の適用を除外されたる者の在職年は、従前通り教育職員以外の他の公務員（教育文官を除く）の在職年とは通算されぬのである。換言すれば普通恩給を有するものが大正十二年十月一日以後に於て再就職し、恩給の全額支給又は一部

通算に因る在職年

宮内職員の在職年

停止を受けた者の在職年の通算関係は従前通りである。若くは昭和八年改正法施行の際現に恩給の全額支給又は一部停止を受けつゝあるものゝ恩給支給関係は従前通りとし、其の在職年の通算関係も従前通りに取扱はれることとせられたのである。（註）

（註）舊法では非教育職員及非教育文官の普通恩給（例へば軍人恩給、文官恩給等）を有する者が教育職員に再就職した場合には恩給の全額支給を受け、後の教育職員の在職年とは通算されなかつたが、其の代り前の恩給以外に更に後の教育職員の在職年に應じて普通恩給又は一時恩給を給されたのである。

第二節 通算に因る在職年

恩給法第四十二條

恩給法上の公務員の在職年は、相互に合算されることは既に述べたる通りである。恩給法上の公務員ではないが、其の在職年の全部又は一部分を公務員の在職年に算入される場合がある。之等の在職年を通算に因る在職年と云ふ現行恩給法上に於て認められたる通算に因る在職年は次の通りである。

一、宮内職員の在職年（恩給法第四十二條第一項第一號）

宮内官の恩給規程に依り、宮内官恩給権の基礎と爲るべき宮内職員としての在職年月数は全部通算されるのである。宮内職員は政府側の官公吏と俸給支給の關係等を異にして居るので、其の恩給は別個の規程即ち宮内省恩給令に依つて給されて居る。其處で政府側の官公吏の在職年と相互に通算性を認められた譯けである。(註)

(註) 前節に述べた通り、舊法時代の教育職員の在職年月数と宮内職員の在職年月数は相互に通算されぬ。宮内職員の在職年月数と教育職員の在職年とが相互に通算されるのは大正十二年十月一日以後の在職年月数でなければならぬ。

準軍人の在職年

二、準軍人の在職年月数 (恩給法第四十二條第一項第二號)

茲にいふ準軍人の在職年月数とは、其の服役年月数と意味を異にして居る。特に恩給法上準軍人の在職年として認められた場合でなければならぬ。

即ち、戦務、戒嚴地境内の勤務又は外國の鎮戍に服したるときより其の勤務を終る迄の期間を指すのである。此の點誤解なき様特に注意して戴きたい。

三、高等文官の試補又は判任官見習の在職年月数 (恩給法第四十二條第一項

準文官の在職年

第三號)

高等文官の試補又は判任官見習が引續き公務員に任用されたるときは、公務員としての就職に接續するところの勤続年月数の二分の一に相當する年月数は通算されるのである。

高等文官の試補及判任官見習の在職年月数を公務員の在職年に通算される爲めには、試補又は見習から引續き公務員に任用されたることを要する。茲に引續と云ふのは、事實上の接續と解すべきであるから其の間に時日の隔りがあつては通算されぬのである。又其の通算される期間は公務員の就職に接續した勤続年月数でなければならぬ。試補判任官見習は完全なる恩給性あるものとして取扱はれないで、其の在職年月数の二分の一に相當する年月数だけしか通算されぬのである。

四、準教育職員の在職年月数 (恩給法第四十二條第一項第四號)

準教育職員が引續き教育職員に任用されたるときは、教育職員としての就職に接續するところの勤続年月数の二分の一に相當する年月数は通算されるの

準教育職員の在職年月

である。

一、準教育職員の在職年月数が教育職員の在職年に通算される爲には、準教育職員から引續き教育職員に任用されることを要する。

準教育職員より引續き教育職員に轉ずることを要する引續きの意義

(1) 準教育職員は、他の準公務員である高等文官の試補又は判任官見習（試補及判任官見習は何れも待遇官吏である）と其の性質（準教育職員は官吏法上の身分關係を有せぬ）を異にして居り、試補又は見習の身分を以て高等文官又は判任文官に任用される場合と同一理論を準教育職員にあてはめることは出来ぬ。準教育職員である者を教育職員に任用するには、一旦準教育職員を退職せしめたる上、教育職員に任用せねばならぬ。(註) 其處で準教育職員より引續き教育職員に任用されると云ふには

イ、教育職員即ち正教員に任用される爲めに、準教育職員を退職したることを要する。

ロ、準教育職員退職と教育職員任用との間に時日の隔りがあつてはならぬ。少くとも準教育職員退職の當日若くは翌日教育職員に任用された

ることを要する。

例へば自己の便宜に依り準教育職員を退職したる者が、偶然準教育職員退職の當日教育職員に任用されたる如き場合には、準教育職員が引續き教育職員に任用されたものと云ふことを得ぬのである。

(註) 準教育職員である者を正教員に任用する場合に、準教育職員を退職せしむることなしに其のまま正教員に任用し、準教育職員の身分關係は當然消滅するものと解する向もある。此の取扱も間違つては居ない。従つて斯る取扱を受けた者の準教育職員の在職年月数は無論通算されるのである。

(2) 準教育職員の在職年と、教育職員の在職年とに引續き關係ありと云ふには、準教育職員が其の系統を同じうする教育職員に轉じたる場合なることを要する。即ち

イ、判任官待遇を受けざる保姆より判任官待遇を受くる専任教員たる保姆に任用されたる時

ロ、准訓導より訓導に任用されたる時

ハ、助教諭心得より教諭心得を経て、助教諭又は教諭に任用されたる時

同一系統の教育職員に任用されることを要す

- ニ、助教諭心得より助教諭又は教諭に任用されたるとき
 - ホ、教諭心得より助教諭又は教諭に任用されたるとき
 - ヘ、大學以外の學校の助教諭心得より教授心得を経て、助教諭又は教授に任用されたるとき
 - ト、大學以外の學校の助教諭心得より助教諭又は教授に任用されたるとき
 - チ、大學以外の學校の教授心得より助教諭又は教授に任用されたるとき
 - リ、大學の助教諭心得より助教諭に任用されたるとき
 - ヌ、大學の教授心得より教授に任用されたるとき
- 恩給法第四十二條第一項第四號中には、「準教育職員引續キ教育職員ト爲リタルトキ云々」と規定し準教育職員から教育職員に轉ずる場合には、前後の職の關係は種類の如何を問はず前後の任免間に連絡さへあればよろしい様に解せらるゝであろうが、法文の精神に基いて解するときは右の如き場合のみに限り、準教育職員と教育職員との間に引續キ關係ありといふ

ことが出来る。従つて例へば小學校の准訓導より中等學校の教諭に任用されたる場合、又は中等學校の教諭心得より中等學校の書記に任用されたる如き場合には前後の身分に引續キ關係があると云ふことは出来ぬのである。

二、準教育職員の在職年月數は教育職員としての就職に接續した勤續年月數の二分の一に相當する年月數だけを、後の教育職員の在職年に通算されるのである。

(1) 元來準教育職員は完全なる恩給性あるものとしては取扱れぬのであつて（公務傷病に因る恩給を給されるのみである）、準教育職員が一定の條件を具備して教育職員に轉じたる時に限り其の在職年月數の通算性を認められて居るのみである。準教育職員だけの在職年月數を基礎にしては年功に依る普通恩給を給されることはないのである。

(2) 教育職員の就職に接續した勤續年月數でなければ通算されぬ。準教育職員が引續キ教育職員に轉じたる時は、準教育職員の總在職年月數の二分

通算される
在職年

の準教育職員
に在職年
は依る恩給
は給されぬ

教育職員の
在職年
に勤續
した年月數
を以て通算す

通算に付いての注意事項
無給の期間

の一を教育職員の在職年に通算するのではなく、教育職員の在職年に接続したるところの勤続年月数でなければ通算されぬのである。例へば准訓導として五年在職して退職した者が、更に准訓導となり年職六年二ヶ月の後引續き訓導に任用されたる場合には、訓導の在職年に接続したる勤続年月数の二分の一である三年一ヶ月だけを通算されるのであつて、前の准訓導の在職年月数と後の准訓導の在職年月数を合算したる（設例の場合は十一年二ヶ月の二分の一即ち五年七ヶ月）ものを通算されるのではない。

三、
(1) 無給の期間は通算されぬ。

准教育職員に付ては小學校の准訓導を除いては俸給に關する規程がないので、各府縣區々になつて居る。月俸、年俸、月手當、年手當等の名目を付して給されて居る様である。其の給與名目の如何に拘らず何れも職務に對する反對給付であり、准教育職員の生活資料たる性質を有して居るものと認めらるるので、何等かの名目で給與を受けて居る以上は之を有給の期間と

休職中の期間

いふことが出来る。

(2) 准教育職員の休職中の期間は、「恩給法第四十條ノ二」の規定の適用を受ける。

准教育職員の在職年月数を計算する場合に於て、其の休職中に係る期間は半減された上、更に其の二分の一だけを教育職員の在職年に通算される。例へば休職期間が一年であるとすれば、先づ之を半減した六ヶ月を准教育職員の在職年月数とし、其の二分の一に相當する三ヶ月だけを教育職員の在職年に通算されるのである。茲に特に注意を要すべきは、在職年計算上休職中の期間が半減されるのは、昭和八年十月一日以後に於て休職を命ぜられたるものから適用されることになつて居るので、夫れ以前の准教員職員の休職中の在職年月数は半減されることなしに其のまゝ二分の一だけを通算されるのである。

(3) 左の場合に付いては准教育職員の在職年月数を通算したる在職年を含まぬ。

准教育職員の在職年を
通算せるも
の場合

勤続加給を
給される場
合の在職年

加算年を付
される場合
の在職年

恩給法附則
第十條と適
用される場
合の在職年

準教育職員
より教育職員
に轉じたし
て年未滿に
退職した場
合

教育職員新恩給法解説

一一三

イ、勤続加給を給される場合

教育職員として「十七年以上」勤続した場合でなければ勤続加給を給されぬのであつて、其の勤続在職中に準教育職員の在職年月數を通算したものを含まぬのである。

ロ、加算年を付される場合

殖民地加算年の如く加算年を付される場合には、準教育職員の在職年月數に對しては加算年を付されぬのである。

ハ、恩給法附則第十條の適用される場合

恩給法附則第十條の適用されるには教育職員として二十年以上勤続した場合でなければならぬので、準教育職員の在職年月數と教育職員の在職年とを通算したものが二十年以上（例へば小學校准訓導十年、小學校訓導十八年在職の經歷を有する者の如き場合）に及ぶことあるも、恩給法附則第十條に該當するものとはいへぬのである。

(4) 準教育職員が引續き教育職員と爲つた場合には、前にも述べたる通り

兩者の身分關係上は一旦準教育職員を退職したる後に、教育職員に任用されるのが通常である。斯る場合に於て教育職員の在職年一年未滿で退職した場合には、其の恩給額算出の基礎俸給年額の計算に付いては、本俸加俸共に「恩給法第五十九條ノ二第四項」の適用あるものと解する。即ち正教員として受けた俸給の月數の割合に依つたものを、一年分に換算するのである。例へば正教員として六ヶ月間在職し、此の間の俸給總額が本俸三百六十圓、加俸十二圓を受けて退職したとすれば、先づ其の月額（本俸六十圓、加俸二圓）を算出し、之れを十二倍したものが即ち本俸七百二十圓、加俸二十四圓を受けたるものと看做して恩給額を算出するのである（此の點は俸給に關するところで説明するのが至當であるが便宜上本節に於て説明して置く）

四、準教育職員の在職年が、教育職員の在職年に通算されるようになったのは

昭和八年の恩給法改正の結果創めて認められたのである。大正十二年の恩給法制定の際、準教育職員を恩給法上に於て不完全ながらも限定的に恩給性

經過的取扱

を認められたのであるが、前にも述べた様に恩給法第九十九條に依り教育職員の在職年の計算に付いては、舊法の例に依つて計算されることとなつたので準教育職員の在職年の通算は認めらるるに至らなかつたのである。然るに昭和八年の改正法に於て第九十九條を削除されたため準教育職員の在職年も恩給法上意義あるものとなるに至つたのである。

次に問題となるのは、準教育職員の在職年を教育職員の在職年に通算するには、何時より之を認むべきであらうか、之には三つの観方がある。

- (1) 昭和八年の改正法施行以後の準教育職員の在職年より通算性を認めようといふ考へ方
 - (2) 大正十二年の恩給法施行以後の準教育職員の在職年より通算性を認めようといふ考へ方
 - (3) 大正十二年の恩給法施行以前に於ける準教育職員の在職年と雖も一定の條件を具備してさへ居れば通算性を認めようといふ考へ方
- 右の観方は何れも相當の根據のあることで——恩給法は之等の點を十分考

に慮に置いて、次の様なたてまへで、準教育職員の在職年の通算性を認めただのである。

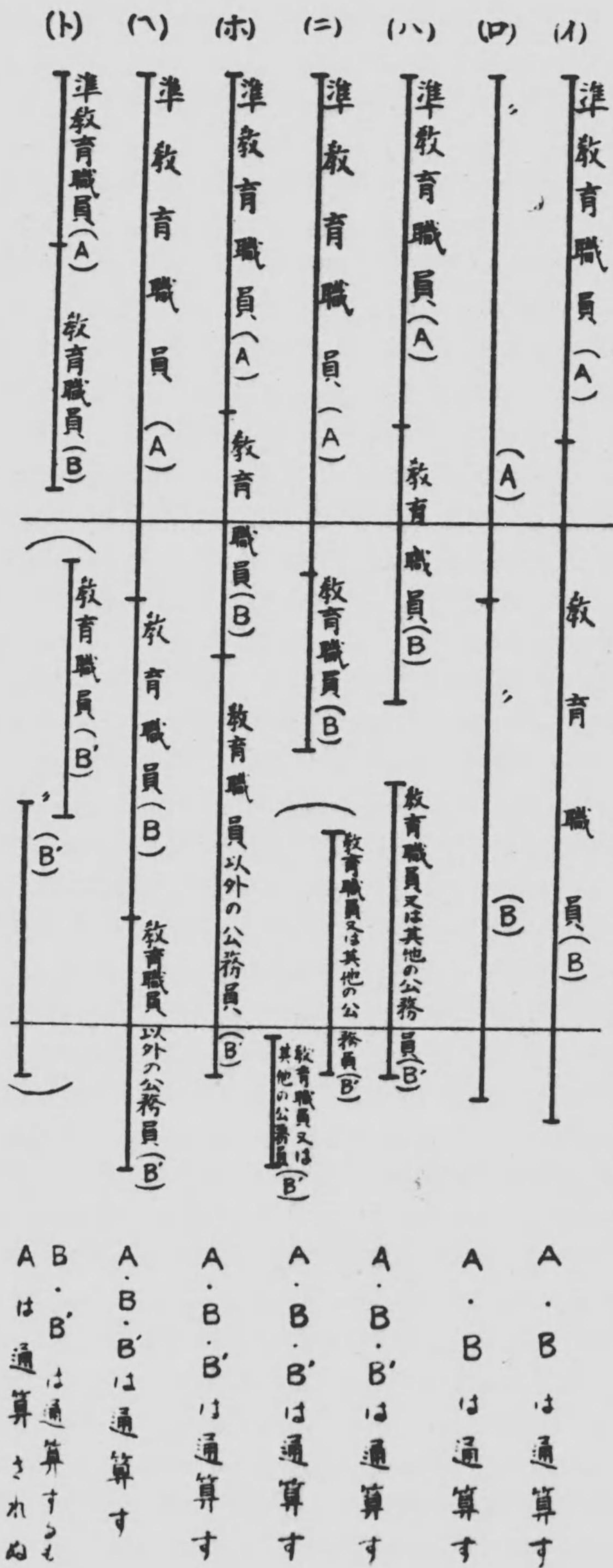
- (1) 原則として大正十二年十月一日(恩給法施行の日)以後の準教育職員の在職年より通算性を認める。
- (2) 原則は(1)の通りであるが、大正十二年十月一日の恩給法施行の際現に在職して居た者に對しては、其の在職に繼續する在職年に限り、遡つて通算性を認める。

- (3) 大正十二年十月一日以後に於て退職し、従前の規定に依つて恩給を受けた者(準教育職員の在職年を通算されずに)の恩給は其のまゝとして、規定が改正されたからとて之れがために準教育職員の在職年を通算したものを以て改訂はしない。然し其の者が再就職して、昭和八年の改正法施行後に退職したる場合には、右の(1)及(2)の趣旨に基き準教育職員の在職年を通算したるものを以て、其の恩給は改訂することとしたのである。

以上述べたる點を、判り易い様に圖示して置かう。

大正十二年十月一日(恩給法施行)

昭和八年十月一日(改正法施行)



第三節 加算年

恩給法第三十二條——同第四十條

同 第九十一條——同第九十二條

同附則第十六條

加算年

加算年の意

恩給法施行令第十二條——同第十九條

一、加算年とは、在職年の計算を爲すに當つて、想像上實在職年の從として、算入されるところの年月數をいふのである而して加算年を附されるには、法令に明文を設けられた場合でなければならぬ。

或る特殊の勤務に服した場合には、其の勤務の程度も普通一般の夫れに比して大であらうし、又消極的に觀れば、獲得能力を喪失する度合も非常に多いことがあつてあつて、爲めに斯る場合に於て普通一般の勤務に従つたものと比較するときには、其の勤務價值は倍以上に及ぶものと認められても決して均衡を失しないであらう。例へば交戦地帯に於て身の危険を顧ることなしに、晝夜の別なく公務に従事したるものの在職年と、普通の勤務に服したものの在職年とを同一に計算することの不合理なることは何人もうなづけることであらう。むしろ兩者に差等があつてこそ均衡を保たれるのである。

斯る精神に基いて加算年なる制度を設けられたのである。

二、職務を以て勤務に服することを要する。加算年は、特殊の勤務に對して加

加算年の要件

算されるのであるから、公務員が其の職務を以て勤務に従事したる場合でなければならぬ。例へば航海勤務を命ぜられて居ない公務員が見學の爲め商船學校の練習船に便航の許可を受けて、加算年を附される地域を航海したる場合と雖も、之に加算年を附されることはないのである。又例へば公立學校職員が戦争の爲め召集され従軍したる場合と雖も、軍人としては加算年は附されるが、教育職員としては加算年は附されぬのである。

三、加算年は實在職年に従たるものである。(恩給法第四十條第一項)加算年は實在職年に對して附されるのであつて、主たる實在年が終れば之に従たる加算年も終ることになるのであつて、加算年だけ獨立して存在することはない。例へば従軍中の軍人が、軍人たる身分を失ふときは其の日を以て軍人としての加算年は附されぬことになるのである。

四、加算年の始期及終期(恩給法第四十條第二項)加算年を附さるべき基礎在職年は、加算の事由の生じたる月より起算され、又其の事由の終りたる月を以て終るのである。例へば朝鮮に在勤を命ぜられたる者の在勤加算は、朝鮮の

加算年の從
屬性

加算年の始
期

二種以上の
加算年の生
ずる場合

地到達したる月より起算され、朝鮮の地を離れたる月を以て終ることになるのである。

五、二種以上の加算ある場合(恩給法第四十條第三項)二種以上の加算年を附さるべき期間に對しては最も利益なるものに依り其の一を加算されるのである。同一期間内に於て、二種以上の加算を附される勤務に従事する場合があるであろう。例へば殖民地加算年と、邊陲加算年とが附される地域に在勤する場合には、其の加算年は前者が一ヶ月に對して半ヶ月、後者が一ヶ月に對して三分の二月であるが此の場合に於ては三分の二月である邊陲地加算年を附されるのである。斯る場合に全部の加算年を合算して附されることはない。何れか有利なる一方を附されることとなるのである。

六、加算年の種類、現行恩給法上に於て認められた加算年は次の通りである。

一、從軍加算(恩給法第三十二條)

公務員が其の職務を以て従軍したるときは、左の如き加算を附される。

(1) 戦地に在りて戦務に服したるときは、從軍期間の一月に付三月

加算年の種
類
從軍加算

- (2) 戦地外に在りて職務に服したるときは、其の期間の一月に付一月半右は何れも公務員が其の職務を以て戦争に關する職務に従事したる場合に付いて附される加算年であるが、此の外に戦争に準ずべき事變に際し、職務に服したる場合に付いても同様の加算年を附されるのである。
- (3) 戦争の期間及地域、職務の範圍並戦争に準ずべき事變に付いては、勅裁を経て決定されるのである。
- (4) 従軍加算の計算に付いては恩給法施行令第十二條に詳細規定されてあるから参照されたい。

二、外國交戦擾亂地域内勤務加算（恩給法第三十三條）

- 公務員が、外國の交戦地域又は擾亂地域内に於て危険を顧みず其の職務を以て勤務したときは、在勤期間の一月に付いて二月の加算が附されるのである。而して此の加算年を附されるには次の要件を具備することを要す。
- (1) 外國の交戦地域又は擾亂地域内に勤務すること
- (2) 危険を顧みず勤務に服すること。何が危険であるかは客觀的に觀察

外國交戦擾亂地域内勤務加算

するより外はあるまい。つまり客觀的に觀て勤務者に何等危険を感じない様な場合には、加算する必要は起つて來ないであらう。

- (3) 公務員が其の職務を以て勤務に服すること

右の外國の交戦又は擾亂の地域及期間に付いては、勅裁を経て決定されるのである。

三、戒嚴地境内勤務加算（恩給法第三十四條）

公務員が、戒嚴地境内で危険を顧みず其の職務を以て勤務したるときは、其の勤務場所が、外國であるときは在勤期間の一月に付二月を、勤務場所が内國であるときは在勤期間の一月に付一月を加算されるのである。此の加算を附されるには次の條件を具備することを要す。

- (1) 危険を顧みず勤務に服すること、何が危険であるは、前に述べたることと同趣旨である。

- (2) 公務員が其の職務を以て勤務に服すること

四、外國鎮戍加算（恩給法第三十五條）

戒嚴地境内勤務加算

外國鎮戍加算

公務員が外國鎮戍に服したるときは、其の期間の一月に付一月半の加算を附されるのである。鎮戍とは、武力を用ひて或る地方の平穩を維持することである。外國内に於て武力を用ひ其の地方の平穩を維持すると云ふことになる、何か特別な事情が存して居なければなるまい。例へば外國の或る地方に我が邦人が在留して居る場合に、其の在留民を保護する如き場合が生ずる。此の加算に關する計算に付いては、恩給法施行令第十三條に規定されてある。

航空加算

五、航空加算（恩給法第三十六條）

航空機乗員たる公務員が、其の職務を以て航空勤務に服したるときは、其の期間の一月に付二月以内の加算を附される。

- (1) 航空機乗員たることを要する。航空機乗員と云のは、職務上常時航空機に搭乗することを命ぜられたる者を云ふのである。
- (2) 職務を以て航空勤務に服すること。假令航空機乗員であつても、其の職務上航空勤務に服した場合でなければならぬ。此の加算に付いては、

潜水加算

六、潜水艦加算（恩給法第三十七條）

法施行令第十四條に細かく規定されてある。

潜水艦乗員たる公務員が、其の職務を以て在役潜水艦の勤務に服したるときは、其の期間の一月に付一月の加算を附されるのである。

- (1) 潜水艦乗組員たることを要する。潜水艦乗員とは、航空機乗員の場合と同様潜水艦乗組員の要員として、常時潜水艦の運用、戦闘、訓練等潜水艦の職能發揮に従事することを命ぜられたる者を云ふのである。
- (2) 職務を以て在役潜水艦の勤務に服すること。在役潜水艦とは豫備艦艇に對する名稱であつて、國防の第一線にあつて現に活動中の潜水艦を云ふのである。

七、邊陲又は不健康地域在勤加算（恩給法第三十八條）

公務員が、其の職務を以て邊陲又は不健康の地域に所定の期間在勤するときは、一月に付一月以内を加算される。而して此の加算を附されるには次の要件を具備せねばならぬ。

邊陲又は不健康地域加算

- (1) 公務員が、其の職務を以て邊陲又は不健康の地域内に在勤すること。職務を以て在勤するものでなければ、加算は附されぬのである。従て邊陲又は不健康地に漫然旅行する如きものに付いては加算は附されぬ。又茲に謂ふ所の邊陲とは、文化の中心から距つて居る場所を指すのであつて、地理的距離の遠近にのみ依るのではなく、内地でも交通不便なる深山、孤島の如きものは邊陲地と云ふ事が出来るであらう。不健康の地域に付いても、之を定むるには相當困難なる問題であらうが、結局は一般内地居住の邦人を基準に於て決するより外はあるまい。恩給法施行令第十五條に於てこの邊陲又は不健康の地域及其の加算率に付て規定されてある。(附録法令中恩給法施行令第十五條及別表第二號表參照の事)
- (2) 引續き一年以上在勤せねばならぬ。假令邊陲又は不健康の地域内に在勤する場合と雖も、僅かの期間だけ在勤するときは精神的又は肉體的に受ける影響も極めて少なからうし、斯る場合に敢て加算年を附するの要もないであらうからして、恩給法では一年以上引續き在勤したるとき

を要件として加算年を附することとしたのである。一年以上引續き在勤することを要すると云ふのであるから、數箇の一年未滿の在勤を合して一年以上に及ぶといへども、加算は附されぬのである。

一の邊陲又は不健康地から他の邊陲又は不健康地に轉勤したるときは、之れを引續いた在勤と看做される(恩給法第三十八條第二項)のであるが、一旦或る邊陲又は不健康の地に於ける在勤を終了したる者が、後更に他の邊陲又は不健康の地域内に在勤を命ぜられたる如き場合は、引續いた在勤と云ふことは出来ぬのである。

在勤と云ふのは、在勤を命ぜられたる地に居住して勤務に服すること、出張とか賜暇休暇の爲め其の在勤地を離れたる場合は如何に處理すればよいかといふ問題が生ずる。出張の如きは、一時的に勤務地を離れるのであつて、斯の様な短日時の期間勤務地を離れたることに對してさへも制限するのは酷に失するので、九十日以上其の地域を離れたる場合に限り、全く其の地域を離れたる月に對しては加算を附されぬのである。

(恩給法施行令第十六條第二項)

此の加算に關する計算に付いては恩給法施行令第十六條に規定されてあるから参照されたい。

不健康業務加算

八、不健康業務加算 (恩給法第三十八條)

公務員が、其の職務を以て不健康なる業務に引續き一年以上服務したるときは、其の期間の一月に付半月の加算を附される。

(1) 何が不健康なる業務であるかは、恩給法施行令第十七條に規定されてある。

(2) 引續き一年以上不健康業務に服務しなければ加算は附されぬ。若し不健康業務に服務中、引續き三十日以上服務しなかつたときは、全く服務せざる月に對しては不健康業務加算は附されぬのである。

遠洋航海及艦隊準戰訓練加算

九、遠洋航海加算及艦隊準戰訓練加算 (恩給法第三十九條)

海上勤務に服する公務員が、其の職務を以て遠洋航海を爲したるとき及一年以上引續き編隊艦船に乗じて上陸制限の下に準戰訓練に服したるとき

殖民地在地勤加算

十、殖民地在地勤加算 (恩給法第九十一條)

は一月に付三分の一月の加算を附される。

此の遠洋航海の範圍及加算に關する計算方法に付いては恩給法施行令第十八條及同第十九條に規定されてある。

内地人たる公務員が、其の職務を以て臺灣、朝鮮、關東州、樺太又は南洋群島に一定の期間引續き在勤したるときは、在勤期間の一月に付て半月を加算される。此の加算を附されるには次の要件を具備せねばならぬ。

(1) 内地人たる公務員でなければならぬ。内地人の何たるやは説明の要もなからう。内地人たる公務員なることを要するのであるから、内地人でも準公務員の在職年月數に對しては加算は附されぬ。

(2) 其の職務を以て臺灣、朝鮮、關東州、樺太又は南洋群島に在勤することを要する。職務上在勤すればよいので、必ずしも朝鮮總督府等の所謂殖民地官廳所屬の職員でなくてもよいのである。例へば朝鮮にある東京帝國大學の演習林に在勤する東京帝國大學の職員と雖加算年を附される。

在勤とは殖民地に在勤すべき勤務命令が繼續してさへ居ればよろしいのであつて、常に現地に在ることを要せぬ。然し長期間の出張又は賜暇の爲め内地に旅行する如き場合は(九十日以上)全く在勤しなかつた月に對しては加算されぬ。

又休職を命ぜられたるときは既に在勤すべき理由がないので、假令休職中殖民地に在住すといへども加算は附されぬ。

(3) 一定の期間引續き在勤することを要する。此の期間とは

イ、軍人は一年(昭和八年改正法施行前は六ヶ月)

ロ、警察監獄職員は三年(昭和八年改正法施行前は二年)

ハ、右以外の公務員は四年(昭和八年改正法施行前は三年)

昭和八年の改正法に於て()内に示す如く殖民地に在勤の最短年限を延長されたのであるが、改正法施行前即ち昭和八年九月三十日迄に改正前の規定に依つて既に加算を附さるべき年限に達したものは、改正法の規定に従へば未だ加算さるべき年限に達せずとも加算年を附されるの

である。(改正法附則第十六條参照)

ニ、殖民地相互間に於ける轉勤(又は轉任)に付いては、之れを引續いたる在勤と見ることが出来ぬ。例へば文官として臺灣に二年六ヶ月在勤したる者が、朝鮮に轉勤したるときは更に朝鮮に四年以上在勤せねば加算は附されぬのであつて、前の臺灣の在勤年月數と後の朝鮮の在勤年月數を合して四年に達するも、加算は附されぬのである。

(4) 此の加算に關する計算方法に付いては、恩給法施行令第三十二條に規定されてある。茲に注意を要するのは、殖民地加算と、邊陲又は不健康地域加算の二種以上の加算が附される様な場合には、何れか一方の有利な加算のみが附されるのであつて、二つの加算は附されぬことである。

十一、國境警備又は理蕃地加算(恩給法第九十二條)

公務員が、其の職務を以て國境警備又は理蕃の爲危険地域内に於て勤務したるときは、當分の内在勤期間の一月に付一月半の加算を附されるのである。此の點は教育職員に付いては餘り關係もないので説明は略して置く。

國境警備又は
理蕃地加算

舊法の加算年

七、舊法の加算年 以上述べたる加算に關することは現行恩給法に於て認められたるものであるが、参考のため舊法時代に於ける教育職員の加算年に付略説して置かう。舊法時代に於ける教育職員に關する加算年は從軍加算と、在勤加算とであつた。

從軍加算

一、從軍加算 教育職員が教育職員としての職務を以て從軍したるときは從軍加算年を附されたのである。然し教育職員が、其の職務を以て從軍したる例は稀であつたらう。又教育職員である者が軍人たる身分を以て從軍したる場合には、軍人としての從軍加算年は附されたのではあるが、既に述べたる如く舊法時代にあつては、軍人の在職年と、教育職員の在職年とは通算性を認められなかつたので、折角軍人としての加算年を附されても教育職員は利益を受けなかつた。

在勤加算

二、在勤加算年 朝鮮又は臺灣の公立學校職員で官吏たる者が、三年以上引續き其の地域内に在職したるときは、在勤期間の一月に付て半月の加算を附されたのである。(明治三三年法律第七七號、同四一年法律第二號、同四〇

減算される在職年

年法律第四八號

第四節 減算される在職年

恩給法第四十條ノ二

同附則第五條——第六條

同施行令第十九條ノ二

休職、待命、歸休、停職等の如く現實に職務を執ることを要さざる期間が一月以上に亘るときは、其の期間に屬する在職年は半減される。此の減算に關する規定は昭和八年の改正法に於て認められたる制度である。

休職、待命、歸休等の期間

一、休職、待命、歸休、停職等を命ぜらるるには、何れの場合でも法令上の根據を有するものであり、法文に職務ヲ執ルヲ要セザルとは之等の如き場合を意味するのであつて、法令上職務を執ることを要せざる場合を指して居るのである。夫れ以外の場合例へば所屬長官が特に職務を執るを要せざること許容したる場合の如きは包含しては居ない。

二、學校職員に於てもつとも關係深いのは、休職に關することであらう。休職

減算方法

とは「官(職)を奉じては居るが現實に職務に従事しない」場合を云ふのであつて、從來恩給法上の在職年の計算に付いては、休職中の期間は半減されることとなしに其のまゝ計算されたのであるが、現實に職務を執らねばならぬ在職年と現實に職務を執ることを要せざる在職年とを在職年計算上同一視することの不合理を除くために、此の減算に關する制度を認められたのである。

三、休職中の在職年の計算方法に付いては、恩給法施行令第十九條ノ二に規定されてある。即ち

(1) 休職期間が一月以上に亘ること要する。此の一月以上に亘るといふのは其の期間が在職年の計算を爲す場合に於て一月以上として計算される總ての場合を謂ふのである。

(2) 右の場合に於て、現實に職務を執るを要する日のありたる月は半減されぬのである。例へば、昭和十年十一月一日に休職を命ぜられ、昭和十一年九月三十日に復職を命ぜられたとすれば其の在職年の計算は、昭和十年十一月と昭和十一年九月は何れも現實に職務を執るを要する日があるので、減

経過的取扱

準教育職員
の休職中の
期間

算されることなく、減算される在職年は

自昭和十年十二月
至同十一年八月 月の休職中の期間だけである。

四、休職等の在職年の期間が半減されるのは、昭和八年の改正法施行後即ち昭和八年十月一日以後に生じたる休職等の期間より減算されるのであつて、夫れ以前即ち昭和八年九月三十日以前の休職等の期間は半減されぬ。又改正法施行前に休職等を命ぜられ、其の期間が改正法施行後にまたがるものについては、其の期間の終了(退職、死亡、期間の満了、復職等)に至るまではなほ従前の規定によることになつて居り半減されることはないのである。

五、準教育職員の休職中の期間 準教育職員の休職中の期間の減算に付いては別段の規定はないが、教育職員の例に準じて計算すべきであらう。従つて昭和八年十月一日以後の休職期間に付ては、半減せらるゝのである。(註二)

(註一) 此の場合に於て準教育職員の休職中の期間は之を半減し、其の半減せられたる、在職年月数の二分の一だけが教育職員の在職年に通算されることになる。例へば準教育職員の休職

中の一年間は先ず半減されて六ヶ月となり、其の二分の一である三ヶ月が教育職員の在職年に通算されるのである。

除算年

第五節 除算年

恩給法第四十一條

在職年の計算上除算される場合がある。夫れは

除算される場合
普通恩給又は増加恩給の消滅したるとき

一、普通恩給又は増加恩給を受くるの権利が消滅したる場合に於て、其の恩給の基礎となつた在職年は除算されるのである。

死亡

(1) 死亡 死亡したる者の在職年が再び恩給請求上の対象となり得ないことは謂ふまでもないことである。

處刑

(2) 死刑又は無期若しくは二年を超ゆる懲役若しくは禁錮の刑に處せられたるとき

国籍喪失

(3) 国籍喪失

請求時効の完成

(4) 請求時効の完成

等であつて、既に普通恩給又は増加恩給を受くるの権利を失つた者が、再就職したるときは、更に所定の年限在職するにあらざれば恩給権は發生しないのである。例へば在職十八年で退職した人が七年間其の恩給を請求せずして該恩給権を失ひたる後教育職員として就職するも、更に十七年以上在職せねば、普通恩給を受くる資格が發生しない譯である。茲に注意を要すべきは一時恩給を受くる権利を失ひたる者が、再就職したる場合に於ては普通恩給又は増加恩給の場合と同様に除算されるのであらうか如何かと云ふことである。此の場合には、除算される規定がないので前の一時恩給の基礎となるべき在職年は、後の再就職に依る在職年と合算されるのである。例へば在職十年で退職し一時恩給を七年間請求せずして時効完成に依り其の一時恩給請求権を失ひたる者が再就職したるときは、教育職員、文官等であれば後七年間在職すれば前後の在職年が合算され十七年となるので普通恩給を受くる資格が發生するのである。

失格

二、恩給法第五十一條の規定に依つて、公務員が恩給を受くるの資格を失ひたる場合には除算される。恩給法第五十一條の規定に依つて公務員が恩給を受くるの資格を失ふ場合とは

懲戒懲罰等

(1) 懲戒、懲罰又は教員免許状褫奪の處分に依り退職したるとき

處刑

(2) 在職中陸軍刑法又は海軍刑法に依り死刑、懲役刑又は一年以上の禁錮の刑に處せられ又は其の他の法令に依つて禁錮以上の刑に處せられたるとき

右の事實の存するときは其の引續きたる在職に付ては恩給を受くる資格を失ふことになつて居るので、其の事實に引續いたところの在職年は除算されるのである。例へば

除算の實例

(1) 任公立中學校教諭

……A……通算

依願退職(失格原因なしに)

任公立高等女學校教諭

……B……通算

依願退職(前同様)

任公立小學校訓導

……C……除算

懲戒免職

任師範學校教諭

……D……通算

依願退職(A同様)

右の場合にはA、B、Dの在職年は合算されるが、Cの在職年は除算されるのである。

(2) 任公立小學校訓導

任公立青年學校教諭(轉職)

任公立中學校教諭(同)

懲戒免職

右の場合には全在職年が除算されるのである。

三、在職中二年以下の懲役又は禁錮の刑に處せられたるときは、其の月より刑の執行を終り又は執行を受くることなきに至りたる月迄の在職年月數は除算されるのである。(刑の執行猶豫の言渡を受けたる者は除くも、其の者が其

の言渡を取消されたるときは無論刑の執行中にかゝわる年月数は除算される。

一般の官吏又は官吏待遇者は在職中禁錮以上の刑に處せられると其の身分を失ふのであるが、下士官以下の軍人は其の身分を當然失ふのではなく（下士官以上の軍人とても降等して兵卒となる場合がある）斯る規定の必要が生じた譯である。

四、公務員が退職後に於て在職中の職務犯罪（過失犯を除く）に依り禁錮以上の刑（陸軍刑法若くは海軍刑法に依る一年未満の禁錮の刑は除く）に處せられたるときは、其の犯罪の時を含む引續きたる在職年月数は除算されるのである。在職中刑に處されるときは本節（二）で述べたる通りであり、又普通恩給又は増加恩給を有する者が二年以上の禁錮の刑に處せられたるときに付いては（一）で述べたる通りであるが、在職中の職務犯に付いては、改正法施行前には斯る規定の存して居なかつた爲め、在職中に於て其の職務犯罪の發覺のおそれありたるときは、依願退職せば場合に依つては恩給を受けること

退職後に於て職務犯罪に依り處刑されたるとき

も出來、其の上犯罪の時にかゝつて居る在職年も除算されることはなかつたのであるが、改正法は此の點を考慮して、斯る場合に於ては其の犯罪の時を含む引續きたる在職年月数は除算することとしたのである。

茲に注意すべきは、犯罪の時を含む引續きたる在職年月数だけを除算されるのであつて、其れ以外の在職年は除算されぬことである。例へば一旦普通恩給を受けたる者が再就職し、其の間に職務犯罪を犯し處刑されるときは、再就職にかゝわる在職年のみが除算されるのである。

又除算される年月数は退職後恩給を受けて居るか如何かと云ふことは問はない。例へば退職後一時恩給を請求し其の恩給を給されたる後に在職中の職務犯罪が發覺して處刑されたる場合でも、其の期間だけは除算されるのである。

五、公務員の不法に其の職務を離れたる月より、職務に服したる月迄の在職年月数は除算される。

此の場合の代表的なものは、軍人の逃亡中の年月数であらう。だが一般公務

不法に職務を離れたるとき

員とても法規に反して職務を離れたる場合には當然此の規定に依つて除算されるのである。

宮内職員の除算年

六、宮内職員としての在職年月数で宮内官の恩給規定に依り除算せらるべき年月数は、除算されるのである。宮内職員としての在職年月数が、恩給法上の公務員の在職年と相互に通算されるので此の規定が置かれた譯である。

舊規定の除算年

七、舊規程に依る除算年

現行規程に於ける除算年に關することは以上述べたる通りであるが、舊法時代に於ける在職年は特別の規定なき限り原則として舊規程に依つて計算することになつて居るので、次に舊恩給規程上に於ける除算年に付いて其の概要を述べて置かう。

官吏恩給法上の除算年

一、官吏恩給法上に於ける除算年（官吏恩給法第九條）

- 1、年齢二十歳未満の在官月数は除算される。未成年の在官月数は除算されたのである。年齢の計算は民法の規定に基いて爲すのである。
- 2、高等官試補及判任官見習中の月数は除算される。

3、郡區判任官及臺灣總督府地方廳稅務官吏を除くの外政府より俸給を受けざる官職に在る月数及商業を営むことを得べき官職に在る月数は除算される。

4、御用掛雇等外出仕勤仕の月数は除算される。

5、軍人としての在職年を文官の在職年に通算すべき場合にありては、軍人恩給法に依り除算すべき日数（註）は除算される。

（註）軍人恩給法

第十九條 左ニ掲グル日数ハ服役年ヨリ除算ス

- 一 刑期中及逃走中ノ日数
- 二 陸軍見習士官、海軍候補生、陸海軍諸生徒中ノ日数但從軍中ノ日数ハ此限ニアラズ
- 三 文官奉職中ノ日数ニシテ官吏恩給法ニ依リ除算スヘキ月数
- 四 年齢十七歳未満ノ日数

6、自己の便宜に依り退官したる後又は懲戒處分若くは刑事裁判に依り免官したる後再び任官したる者にありては、其の前官の月数は除算される。茲で問題となるものは、何が自己の便宜であるかと云ふことである。

此の點は其の退職の事由に依つて決定されるのである。参考の爲め、自己の便宜に依らざる退官退職の場合を左に掲げて置かう。

- イ、廢官又は廢廳による當然の退職
- ロ、休職又は待命満期による當然の退職
- ハ、官制又は定員の改正により過員を生じたる爲の退職
- ニ、身體若くは精神の衰弱により又は傷痍を受け若くは疾病に罹り其の職に堪へざる爲の退職
- ホ、年齢六十歳以上の者の依願退職
- ヘ、傷痍を受け又は疾病に罹り其の職に堪へざる爲の依願退職
- ト、諭旨による依願退職
- チ、法令を以て設立したる議會の議員、市町村長、助役、收入役及名譽職、参事會員等に就任する爲の依願退職
- リ、警部補への轉任
- ス、入營の爲め依願退職

教育職員の除算

二、教育職員の除算年

舊法時代に於ける教育職員の除算年に關しては、初等教員にありては明治二十五年勅令第十八號第三條に、其の他の公立學校職員にありては明治三十二年勅令第九十六號第三條に規定されてあるが、其の規定する内容は、大した差異がないので、之をまとめて次に其の大要を述べよう。

- 1、自己の便宜に依り退職したる場合
- 2、懲戒免職の場合
- 3、錮禁以上の刑に處せられたる爲め職を失ひたる場合
- 4、初等教員にありては免許狀褫奪に依り當然其の職を失ひたる場合

右の原因に依つて退職したる者が再就職したるときには、其の前在職の年數及月數は全部除算されるのである。(現行法の様に其の一の事實に引續きたる在職年のみに限るのでなく、前在職年の全部が除算されるのである) 自己便宜の何たるやに付いては、文官恩給の場合説明したるものとほぼ同様である。

- 5、恩給若くは退隱料を受くべき職に在る者で市町村立小學校正教員府縣立師範學校及公立中學校の學校長及正教員、舎監、書記を兼ねるときは、其の兼務中の年數及月數は除算される。
- 6、通算せらるべき他の公務員の在職年で、其の官職に付いて定められた恩給規程に依つて除算せらるる在職年月數は除算されるのである。教育職員の在職年と通算性を認められた教育文官との間に此の問題が起つて來るのである。例へば教育文官として七年在官し自己の便宜に依つて退官したる者が、後教育職員として再就職し在職十八年で退職したるときは、前の在官年數は官吏恩給法で除算されるのであるから、後の十八年分に對する恩給を給されるのである。
- 7、年金恩給權消滅の場合に於ける其の基礎となつた在職年は除算される。(國籍喪失、六年以上の體刑に處せられたるとき、時效完成に依る請求權の消滅した場合等)

俸給

俸給の意義

第二章 俸 給

第一節 俸給の意義

恩給法第四十四條

恩給法施行令第二十條

恩給金額算出の基礎となるものは俸給である。俸給とは如何なる性質を有するかと云ふ一般的意義の説明は他の機會に譲り、茲では恩給法に謂ふ所の俸給の意義に付いて述ぶることとする。

恩給法第四十四條では、「本法ニ於テ俸給トハ本俸及之ニ準ズベキモノヲ謂フ」と定義して居るのである。故に恩給法上俸給と稱するときは本俸及準本俸を合したものを指すものである。次に之が説明を爲そう。

第一款 本 俸

本俸とは加俸又は職務俸等に對する語であつて、俸給に關する法令に依り給せらるゝところの普通一般に俸給又は給料と稱せらるゝものである。

原則として公務員に任命せらるゝと同時に必ず茲で謂ふ所の本俸を給與されるのが常であつて、俸給の伴はない無給の官吏を置く事の出来るのは法令で特に認められた場合に限定されるのである。

俸給は公務員の生活資料でもあり、又其の勤勞に對する反對給付でもある。換言すれば公務員が其の生活を維持するに要する資料たる金錢給付である。

俸給額は俸給に關する法令に依り級俸の定めある(例へば何級俸は何圓と)ものと級俸額の定めのない場合とがある。又級俸額の定めはあるが級俸額以下の金額の俸給を給せらるゝ場合がある。例へば小學校本科正教員の十一級俸は五十圓であるが「十一級當分五十二圓給與」として給與せらるゝ場合がある。之を普通單に當分給と稱してゐる。

兼官兼職に對しては俸給は給されないのであるが、本官(本職)との間に其の俸給支給の經濟を同じくしてゐる様なときには分割支給を爲される場合がある。斯かる例は極めて稀なことであり敢て其の説明の要を認めないであらふ。

準本俸

第二款 準本俸

年功加俸

本俸と其の給與目的を異にして居り各種の意義を持つてゐる。即ち或る特別の職務に従事することに依つて支給せらるゝものもあり、或は特別の地域に勤務することに依つて支給せらるゝものもあり、或は年功的意義のものもあり、或は又精勤若くは功勞に對して給せらるゝものもあるのである。而して如何なるものが準本俸であるかは、恩給法施行令第二十條に掲げて居るのである。其の中で教育職員に關係ある分のみを擧ぐれば次の通りである。

一、年功に依る加俸

之に依り認めらるゝものは

- 1、市町村立小學校加俸令に依る年功加俸 (註一)
- 2、公立學校職員年功加俸令に依る年功加俸 (註二)
- 3、師範學校長勤績加俸令に依る勤績加俸 (註三)

(註一) 市町村立小學校加俸令(抄) 明治三十二年勅令第一三三號

第三條 小學校教員ニシテ五年以上同一府縣内ノ市町村立小學校ニ勤績シ地方長官ニ於テ成績佳良ナリト認メタル者ニハ年功加俸ヲ給ス

年功加俸ハ本科正教員ニアリテハ年額二十圓乃至六十圓トシ専科正教員及準教員ニ在リ

テ八年額十二圓乃至二十四圓トス但シ年功加俸ヲ受ケタル後五年ヲ加フル毎ニ本科正教員ニ在リテ八年額十八圓乃至三十圓專科正教員及準教員ニ在リテ八年額十二圓乃至十五圓ヲ加フルコトヲ得

第五條 道廳府縣視學、島廳郡視學及師範學校訓導ニ在職シタル年數ハ之ヲ勤績年數ニ通算ス
(註二) 公立學校職員年功加俸令(抄) 大正九年勅令第五一九號

第一條 師範學校並公立ノ高等學校尋常科、中學校、高等女學校、實業學校、青年學校、盲學校、聾啞學校及青年學校教員養成所ノ學校長、教諭、助教諭、舍監、訓導及保母ニシテ五年以上勤績スル者ニハ年功加俸ヲ給ス

前項各職間ノ轉職ハ之ヲ勤績ト看做ス學校ノ廢止又ハ學校編制ノ變更ニ因リ退職シタル者六十日內ニ前項ニ掲グル職ニ就キタルトキ亦同シ

第一項ノ實業學校ニハ實業專門學校ヲ、學校長ニハ師範學校長ヲ包含セズ
第二條 年功加俸ノ年額ハ別表ニ依ル

| 勤績年數 | 學校長所長教諭助教諭舍監 | | |
|----------------|--------------|-----------|-----------|
| | 俸給月額八十圓以上 | 俸給月額八十圓未滿 | 俸給月額八十圓未滿 |
| 五年以上十年未滿ノ者ノ加俸 | 九六圓—一二〇圓 | 六〇圓—七二圓 | 七二圓—九六圓 |
| 十年以上十五年未滿ノ者ノ加俸 | (一〇八—一三二) | (六〇—八四) | (八四—一〇八) |
| 十五年以上ノ者ノ加俸 | (一二四—一六八) | (八四—一〇八) | (一〇八—一四四) |
| 十五年以上ノ者ノ加俸 | (一五六—一八〇) | (九六—一二〇) | (一二〇—一五六) |
| 十五年以上ノ者ノ加俸 | (一九二—二五二) | (一二〇—一五六) | (一五六—二二八) |
| 十五年以上ノ者ノ加俸 | (二一六—二七六) | (一三二—一六八) | (一六八—二二八) |
| | | | (一九二—二五二) |
| | | | (二〇八—一四四) |

(内)は昭和六年の減額前の額を示す

(註三) 師範學校長勤績加俸令(抄) 大正九年勅令第五二〇號

第一條 師範學校長ニシテ五年以上勤績スル者ニハ勤績加俸ヲ給スルコトヲ得

第二條 勤績加俸ノ年額ハ別表ニ依ル

| | |
|----------------|-----------|
| 五年以上十年未滿ノ者ノ加俸 | 九六圓—一二〇圓 |
| 十年以上十五年未滿ノ者ノ加俸 | (一〇八—一三二) |
| 十五年以上ノ者ノ加俸 | (一二四—一六八) |
| 十五年以上ノ者ノ加俸 | (一五六—一八〇) |
| 十五年以上ノ者ノ加俸 | (一九二—二五二) |
| 十五年以上ノ者ノ加俸 | (二一六—二七六) |

(内)は昭和六年減額前の額を示す

職務俸

二、官立又は公立の大學の教授又は助教授の職務俸

帝國大學、官立大學、公立大學の教授又は助教授は本俸の外に職務俸を給せらるゝのである。(註一、二、三)

(註一) 帝國大學高等官等俸給令(抄) 明治三十年勅令第二一二號

第二條 帝國大學教授助教ノ俸給ハ分チテ本俸及職務俸トス

第三條 教授ニシテ學部長、醫院長、航空研究所長、金屬材料研究所長、地震研究所長、化學研究所長、傳染病研究所長又ハ温泉治療研究所長ニ補セラレタル者ニハ職務俸千五十圓以内天文

寮長演習林長ニ補セラレタル者ニハ職務俸八百圓以内教授助教ニシテ臨海實驗所長植物園長農場長分院長藥局長又ハ圖書館長ニ補セラレタル者ニハ職務俸五百三十圓以内ヲ給スルコトヲ得

第四條 各講座ニ職務俸ヲ附ス

各講座ニ對スル職務俸ハ學科ノ種類職務ノ繁閑ニ從ヒ年額五百圓以上千六百圓以下トシ文部大臣之ヲ定ム但シ各講座ニ對スル職務俸ハ本俸ト合シテ五千百圓ヲ超ユルコトヲ得ズ

第五條 教授ハ其ノ擔任スル所ノ講座ニ對スル職務俸ヲ受ク

助教ニシテ講座ヲ擔任スル者ハ其ノ講座ニ對スル職務俸ノ半額ヲ受ク

(註二) 官立大學教官ノ職務俸ニ關スル件 大正十二年勅令第三九二號

官立大學ノ教授助教ニハ本俸ノ外學科ノ種類職務ノ繁閑ニ從ヒ俸給トシテ職務俸ヲ給スルコトヲ得

教授ノ職務俸ハ年額千九百五十圓以下助教ノ職務俸ハ年額千二百五十圓以下トス但シ職務俸ノ額ハ本俸ト合シテ五千三百五十圓本俸及年功加俸ト合シテ五千九百五十圓ヲ超ユルコトヲ得ス

(註三) 公立大學職員俸給令抄 大正八年勅令第三七八號

第四條 教授及助教ニハ學科ノ種類職務ノ繁閑ニ從ヒ職務俸ヲ給スルコトヲ得

教授ノ職務俸ハ千九百五十圓以下助教ノ職務俸ハ千二百五十圓以下トス但シ職務俸ノ額ハ本俸ト合シテ五千三百五十圓本俸及年功加俸ト合シテ五千九百五十圓ヲ超ユルコトヲ得ス

特別加俸

三、市町村立小學校教員加俸令に依る特別加俸

市町村立小學校教員加俸令第七條に依り給せらるゝところの

- (1) 單級學校勤務加俸 (年額六十圓以下)
- (2) 複式學級擔任特別加俸 (年額四十八圓以下)
- (3) 僻陬地勤務特別加俸 (年額四十八圓以下)

第三款 官職併有者の俸給

二以上の官職を併有する場合に於て各官職より夫々俸給を給せらるゝときは、全部の俸給額を合算したるものを以て恩給金額算出の基礎俸給とする。(恩給法第四十四條第三項)

官職の併有(普通官職の併任と稱せられる)と官職の兼官、兼職とを混同してはならぬ。兼官、兼職は本官、本職あることを前提に他に官職を兼ねることである

官職併有者の俸給

が、官職の併有とは何れの官職の間にも正副の関係なく獨立して居るのである。而して併任の場合には何れの官職よりも夫々獨立した俸給を給せらるゝのであるが、兼任の場合には本官、本職のみより俸給を給せらるゝ、又で兼官、兼職に對しては俸給を給せられないのである。理論的考察はさておいて内閣の取扱例を見るに (1) 官吏相互間、待遇官吏相互間に於ては併任は認めないのである。斯かる場合には何れかが本官、本職であり他の一方は兼官、兼職である。(2) 官吏と待遇官吏との間にのみ併任関係を認めて居る。學校職員に例をとれば、師範學校長と公立高等女學校長とは併任関係を認められ兩者より夫々俸給を支給されるが、公立中學校長と公立實業學校長とは併任関係を認められぬのである。

恩給額算出の基礎俸給

第二節 恩給額算出の基礎となるべき俸給

恩給法第五十九條ノの二

恩給法附則第十條

恩給法施行令第二十四條ノ九

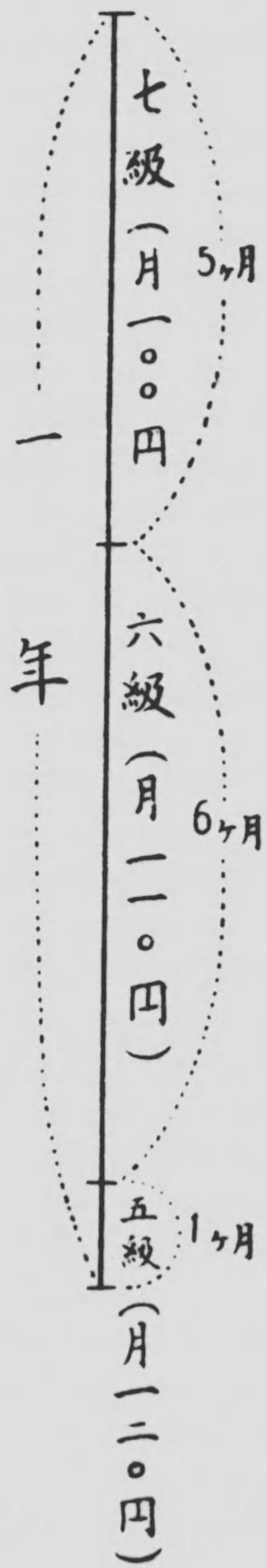
同 第二十四條ノ十

昭和八年改正法の實施される以前に於ては、退職當時の俸給を以て恩給額算出の基礎俸給として居たのであるが、之には種々の弊害が伴ふので改正法に於ては之を退職前の俸給と改めたのである。之が改正法に於て爲された著しい改正である。然らば退職前の俸給は如何にして算出されるかと云ふに以下之が説明をなそう。

第一款 基礎俸給額算出の原則

退職前の俸給年額を以て恩給額算出の基礎俸給と爲すを原則とするのである。然らば退職前の俸給年額とは何を指すかと云ふに恩給法第五十九條ノ二に「退職前ノ俸給年額ト稱スルハ退職前一年内ノ俸給(中略)ノ總額ヲ謂フ」と規定して居り、之を換言すれば退職前一年間に支給せられたところの俸給の總額(退職前一年間に支給せられた俸給の實額)を謂ふのである。之を例示すれば公立小學校本科正教員にして退職前七級俸を五ヶ月、六級俸を六ヶ月、五級俸を一ヶ月間支給を受け退職した場合には其の俸給額は次の通りである。

基礎俸給額算出の原則



$$(1000^{\text{円}} \times 5) + (1100^{\text{円}} \times 6) + 1200^{\text{円}} = 12800^{\text{円}}$$

注意 昭和六年減俸後に於ける恩給の基礎俸給は減俸前の俸給額に依つて計算するのであるが之に付いては後に説明する。

「退職前一年」の意義

一、茲に退職前一年内と云ふのは曆に依つて計算するのである。例へば昭和九年五月五日に退職した者の退職前一年内とは昭和八年五月六日から起算するのである。

休職、罰俸に依る場合の計算方法

二、休職又は罰俸等の様に、本来給與せらるべき俸給額よりも一時的に減額して支給せらるゝ場合にあつては、休職又は罰俸等の處分がなかつたならば本来給與せらるべき俸給額を以て計算するのである。例へば本科正教

月の中途に於ける新任用の昇給の場合の計算方法

員たる公立小學校訓導が、昭和九年二月一日一級俸の給與を受け即日休職を命ぜられ、昭和十年一月三十一日休職満期となり退職した場合にあつては、休職中は原則として俸給の三分ノ一を給せらるゝのであるが、恩給法に於ては一級俸の全額(一六〇圓舊俸給令に依れば一八〇圓)の十二ヶ月分を基礎とするものである。(恩給法施行令第二十四條ノ九第三號)

三、月の中途に於て任用せられたるとき又は昇給ありたる場合にあつては、其の俸給は元來日割計算に依つて支給せらるゝのであるが、恩給法に於ては有利な計算方法をとつて新に受けた俸給を其の月は全額支給せられたものとして計算することにしてゐる。(恩給法施行令第二十四條ノ九第一號第二號)

月の中途で減俸したときの計算方法

四、月の中途で減俸になつた場合には別段規定はないので多少疑問はあらうが、恩給法施行令第二十四條ノ九第二號の反對解釋として減俸の翌日より減俸せられたものとして計算するのが妥當ではないかと思ふ。

二以上の俸給を受けて居る場合の計算方法

五、二以上の俸給を受けて居る(本俸以外に準本俸を受けて居る様な者或

は併任の者) 場合に於ては、夫々各別に右の計算方法に依つて算出するのである。

基礎俸給額算出の例外

第二款 基礎俸給額算出の特例

前款に於て述べた様に、退職前一年間に給せられた俸給實額を以て恩給金額算出の基礎俸給と爲すのであるが、諸種の事情を考慮するときには従來の慣例等もあつて、此の原則を貫くには多少の無理もあるであらふからして、次に説明する様な特例を認められた譯である。

公務傷病に依る退職又は死亡の場合

一、公務傷病に依る退職又は死亡の際に於ける特例 (恩給法第五十九條ノ二 第一項第一號)

職俸の定めあるもの

一、公務の爲傷病を受け其の爲に退職する様な場合とか、死亡した様な場合に昇給せられたときには、級俸の定めあるものに付ては其の昇給せられたる中の一級だけは退職又は死亡の一年前に昇給したものととして取扱ふのである。

これは、其の昇給を意義あらしめる爲であつて、彼の關東大震災、關西地方の

風水害の際に於ける幾多教員の殉職と云ひ又小野訓導、松本訓導の殉職と云ひ孰れも身を挺して職に殉じた人達であり、其の行爲は一般教育者の龜鑑とすべきものであつて斯かる場合に其の行爲を表彰する意味に於ても相當の昇給が爲されるであらふ。夫れ故に其の昇給中の一級だけは認めやうと云ふのである。

退職又は死亡の一年前から昇給したものととして計算すると云ふことは、數階級昇給せられた場合に其の中の一級を一年前に昇給したものととして計算すると云ふ意味であるが、最後の一ヶ月分は本節第一款の原則に依つて實際の發令額を算入するのである。之を例せば

昭和八年七月一日 給五級俸

昭和九年九月二十日 公務の爲め傷病を受く

昭和九年九月二十一日 給二級俸

昭和九年九月二十一日 死亡 (公務傷病が原因となつて)

右の場合に於ける基礎俸給額は

級俸の定め
なきもの

となるのである。

$$\{ (四級俸) \times 11 + (二級俸) \times 1 \}$$

二、級俸の定めなきものに付いては昇給前の俸給の百分の十五即ち一割五分だけは一年前より昇給せられたものとして計算するのである。級俸の定めなきものとは文官や公立學校職員の本俸の様に「何級俸」と定めてないもので、例へば公立大學の職務俸とか、市町村立小學校教員の年功加俸等の様に單に最低金額或は最高金額のみを定めてあつて段階の定めが別にないものゝ謂である。例へば年功加俸金五十圓を受けてゐた者に對しては、其の一割五分増即ち五十七圓五十錢は退職又は死亡の一年前に給與せられたものとして計算せらるるのである。

一般退職の
に於ける
昇給の認め
方

二、一般退職の際に於ける昇給の認め方（恩給法第五十九條ノ二第一項第二號）既に述べた如く、恩給額算出の基礎俸給は退職前一年間に給與せられたる俸給の實額である。（公務傷病に依る退職又は死亡の場合は前述の通り）然し退職前一年内に昇給があつた場合に於ても其の昇給が前俸給二年以上、据置

の後に爲されたものであれば、昇給せられたものの中、級俸の定めあるものに付いては、一級だけを、級俸の定めのないものに付いては、百分の十五即ち一割五分だけを退職前一年前に昇給したるものとして計算されるのである。

昭和八年現行法實施前までは、退職當時の俸給年額を基礎俸給としたのである。これは多年公務に盡瘁せる勞功に酬ゆる意味にて一般的に一級以上の昇給を爲されたのであつて、其の昇給が其の儘無條件で恩給額算出の基礎俸給とされて居たのであるが、之には幾多の弊害が伴ふので、「退職前一年間の俸給實額」に依るのが最も適當な方法として採用されたのである。さりながら従來の慣例を急激に改めると云ふ事もそう簡單に出來ないであらふからして、茲に一定の條件を附して一級程度の昇給だけを認められた譯である。恩給法第五十九條ノ二第一項第二號は此の趣旨で規定せられたのである。

一、同號に謂ふ二年以上とは曆に依り計算するのであるが其の計算方法には起算日に初日（發令の日）を算入して二年目の應當日の前日を以て二年目と爲すか、又は發令の翌日より起算して二年目の應當日を二年目に當る

「二年以上」の計
算方法

ものと爲すかの疑問を生ずるであらふが、之は後の見解を採るべきである。例せば前俸給が昭和八年十月五日に發令せられたとすれば、其の二年目とは昭和十年十月五日であつて其の日以後に昇給退職したときには、一級程度の昇給は認められるのである。

二、

イ、俸給に關する規定の變更に依り俸給額に減少を來たす場合がある。

先年の減俸令の如きは本人の意思に基かず或意味に於ては強制的に減俸せられたるものと見て差支へないであらう。斯る強制減俸の際に於ける前俸給とは、減俸前の俸給を指すのか或は減俸後の俸給を指すのか此の點疑問が起るのであるが、此の様な場合に於て前俸給とは減俸前の俸給を指すものと解されて居る。例を判任文官にとつて云へば

昭和六年三月三十一日 給四級俸(月額一〇〇圓)

昭和六年六月一日 俸給令改正に依り月俸九七圓となる。

右の場合に於ては、据置期間は昭和六年三月三十一日より起算するので

強制減俸後
昇給ありた
る場合

あつて昭和六年六月一日より起算するのではない。

ロ、然し減俸せられたる者と雖も、一旦昇給ありたる以上は假令其の昇給が少額なりとも後の昇給ありたるより据置期間は起算されるのである。之を公立學校職員判任官待遇教諭の例をとり説明すれば

昭和六年三月三十一日 三級俸給與(月額一三〇圓)

同 年六月一日 俸給令改正に依り月俸一二二圓となる

昭和七年三月三十一日 三級俸給與(月額一二五圓)

右の場合に於て後の昇給は、尙減俸前の俸給額には達しないのであるが、減俸後僅少とは云へ昇給ありたる以上、其の昇給ありたるより起算して二年据置の期間を定めるのである。

ハ、前項イに述べた事と反對に、自己の意思に依つて俸給額に減少を來した場合、即ち承諾減俸の場合には或る意味に於ては自己の利益を抛棄したものと見て差支へないのであるから、斯るときには如何なる事情があらうとも「二年以上据置」の期間は減俸のときより起算されるのである。

承諾減俸の
場合

二以上の俸給を受くる場合

教育職員新恩給法附説

一七二

ニ、二以上の俸給(小學校教員にして本俸及年功加俸を受くる如き場合)を給せらるる者の「二年以上据置」の期間は、各俸給毎に制限を受けるのであつて一の俸給が昇給しても他の俸給の昇給を認めらるることには差支へない。例へば

A、昭和四年五月三十日 年功加俸五十圓給與

B、昭和七年九月三十日 三級俸給與

A'、昭和九年五月三十日 年功加俸六十五圓給與

B'、昭和九年十月二日 二級俸給與

昭和九年十月二日 退職

右の場合に於てA及A'、B及B'は各二年以上据置かれたる後の昇給であるから、夫々一級程度の昇級は認められるのである。

ホ、轉官又は轉職に際して俸給に變動がなかつた場合、例へば判任官待遇の公立學校職員として俸給月額百二十五圓を受けてゐた者が、俸給年額千五百圓を受くる奏任官待遇の公立學校職員に轉職した様な前後の官

轉官轉職の場合

一級程度の昇給

三、一級の昇給とは如何なる程度の昇給を指すかと云ふに、之は次に述ぶる通りである。

級俸の定めある場合

イ、級俸の定めある俸給の場合

級俸の定めある俸給例へば公立學校職員俸給令及小學校施行令第四百十八條に依る如く、其の定額を表に定められたるものに於て、其の表中の一階上位の俸給を給せられたときを一級昇給ありたるものとして計算するのである。改正前の小學校教員俸給には「三級上俸」と云ふ様に同一級俸の中に上下の區分があつた此の場合に於ては、其の上下の俸給は上俸は下俸に對して一級上位の俸給として取扱はれた。(恩給法施行令第二十四條ノ十第二號)

當分俸を受くる場合

次に當分俸の問題であるが、學校職員には「何級俸當分何圓給與」と當分

俸を受ける者が多い。此の當分俸の一級上位は如何にして計算するかと云ふに、給與俸給の直近する上位の級俸の額に給與俸給に對し當分俸給が有する割合を乗じた額が當分俸給に對する一級上位の俸給額とするのである。(恩給法第二十四條ノ十第一號)之を算式に依つて示せば
 給與俸給を K , 當分俸給を K' , 給與俸給に對する一級上位の俸給を S , 當分俸給に對する一級上位の俸給を S' とすれば

$$S' = S \frac{K'}{K}$$

(設例)

小學校本科正教員で三級俸當分百三十圓を受くる者の一級上位の俸給は次の様にして算出する。

$$\text{二級俸給與額} \times \frac{\text{三級俸當分給}}{\text{三級俸給與額}} = \text{設例の一級上位の額}$$

$$\text{即ち } 145 \text{圓} \times \frac{130}{135} = 139.629 \text{圓} \text{ となるが圓未満は切上げるので } 140 \text{圓} \text{ が一級上位の俸給である。}$$

級俸の定めなき場合

注意 恩給の額は總て昭和六年減俸前の舊俸給令に依る額を基礎俸給として算出することになつて居るので此の百四十圓を更に舊俸給額に還算せねばならぬが、餘り複雑になるので此處では單に現俸給令に依り當分俸に關する一級昇給の計算方法を示した。尙ほ舊俸給令に依る還算方法は本章第三節中第二〇三頁(一)を参照せられたい。

ロ、級俸の定めなき俸給の場合

級俸の定めなき俸給とは、本款(二)に於て述べたるが如く帝國大學教授、官立大學教授、公立大學教授等の職務俸又は公立學校職員、官立小學校教員の年功加俸等をいふのであつて級俸の定めある俸給の如く(「何級俸」は何圓と)定額の定めのないものである。斯る職務俸の如きは前給與額即ち昇給前の俸給の一割五分を限度として認められるのである。

ハ、特別俸或は之に類似の加俸の場合

判任文官、市町村立小學校教員の特別俸を受くる者或は高等官官等俸給令第十九條第一項、公立學校職員俸給令第六條等に依り年俸を加賜せられた者の一級昇給は如何なる限度に於て認むべきかと云ふことに就て

特別俸

轉官、轉職
の場合

は別に規定はないが、之はロ、に述べた「級俸の定めなき俸給」の計算方法に準じて昇給前の俸給の一割五分を限度として認められるのである。

ニ、轉官、轉職に依り俸給に増額があつた場合

轉官職に依つて俸給に増額があつた場合には嚴密な意味に於ては昇給とは云へないのであるが、恩給額算出の基礎俸給額を計算する場合に於ては之を昇給と看做されるのである。(恩給法施行令第二十四條ノ十第三號)

二年以上俸給を据置かれ他の官職に轉じた場合に於ては、新官職に付給せられるところの俸給が前の官職に於て給せられた俸給よりも増額あつた場合には、新官職に對して定められた俸給の中で前官職に對して給せられてゐた俸給に直近に多額なものを以て一級上位の俸給と爲すのである。然るに此の原則を嚴密に守つて、僅少の増額をなほ一級だけの昇給があつたものとして取扱ふときは、名譽進級(判任官より奏任官に轉職して直ちに退職する様な場合)等を爲して退職する様な場合には進

級せずして退職した方が却つて恩給計算上では利益となることもあり、折角の優遇退職も其の意味を爲さなくなるであらふ。そこで其の調和を計る爲に、斯かる場合には前官職に對して給せられた俸給額の一割五分増の金額に達するまでは昇給を認めることとしたのである。

設例

設例

(1) 公立の中學校助教諭にして三級俸(月九五圓)を二年以上受けてゐた者が、判任官待遇たる公立中學校教諭に轉じ四級俸(月一一五圓)を受けて退職したときの一級昇給の計算方法は

助教諭の三級俸(月九五圓)は教諭の六級俸(月九五圓)と同額であるから教諭の六級俸に直近上位である五級俸(月一〇五圓)を以て一級上位の俸給と云ふことが出来るのである。然し此の場合には助教諭の三級俸(月九五圓)に一割五分を加へた額に達しないからその額に達する額即ち百九圓二十五錢を以て一級上位の俸給額として計算する。尤も嚴密に恩給年額の計算を爲すときは百九圓二十五錢の十一ヶ月分と、百十

五圓の一ヶ月分との合計額が基礎年額となるのである。(更に之を舊俸級額に還元することは後に説明する)

- (2) 判任官待遇たる公立の高等女學校教諭にして一級俸(月俸一四五圓)を二年以上受けてゐた者が、奏任官待遇たる公立高等女學校教諭に任せられ四級俸(年俸二、一五〇圓)を下賜せられ退職した際の一級昇給の計算方法は、判任官待遇の教諭の一級俸を年額にすれば一、七四〇圓となる。然るに奏任官待遇の教諭の俸給中直近する上位の俸給は六級俸(年俸一、八二〇圓)であり、此の額は判任官待遇教諭の一級俸の年額一、七四〇圓に一割五分を加へた額二、〇〇一圓に達しないから夫れに達する額即ち二、〇〇一圓を以て一級上位の俸給額として計算するのである。前例同様恩給年額計算を爲すときには二、〇〇一圓の月額の十一ヶ月分と四級俸(年俸二、一五〇圓)の月額の一ヶ月分との合計額が基礎俸給年額となるのである。(更に之を舊俸給に還元することは前例同様である)

- (3) 判任官待遇の公立實業學校教諭にして一級俸(月俸一四五圓)を二年

以上受けてゐた者が、奏任官待遇たる公立實業學校教諭に任せられ六級俸(年俸一、八二〇圓)を下賜せられ退職した際の一級昇給の計算方法は如何かと云ふに、判任官待遇教諭の一級俸年額は一、七四〇圓であり奏任官待遇教諭の俸給中其れに直近する上位の俸給は六級俸(一、八二〇圓)である。此の場合に於ては前例の様に一、七四〇圓に一割五分を加へたものを以て一級上位の俸給とするのではない。恩給法施行令第二十四條ノ十第三號但書の趣旨は實際發令せられた俸給の給與額を超えてまで一割五分増を認め様と云ふのではない。

ホ、恩給法附則第十條の關係其の他詳細なる説明は重複する事項が多いので次の項に譲ることとする。

三、特殊事情の下に於ける退職の際の昇給の認め方(恩給法附則第十條)

一般事情の下に於ける退職の際の昇給の認め方は前述の通りであるが、此の法則に對して恩給法は附則第十條で經過的に特殊事情の下に於ける昇給の認め方を規定したのである。夫れは「恩給法上の同一種類の公務員として